

大分類 E—製 造 業

総 説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

◎ 製 造 業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること。

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

(2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

(ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。

(イ) 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。

(ウ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売すること。

(エ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。
上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業に分類される。

ただし、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合（製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している）には、製造業に分類される。

一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

◎ 事 業 所

製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。

いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。

また、主として管理事務を行う本社、本店などは、管理する全事業所を通じての主要な経済

活動に基づき、その経済活動が分類されるべき分類項目の属する中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類し、別の場所にある自己製品の販売事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

◎ 製造業と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は「A 農業、林業」又は「B 漁業」に分類される。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは製造業に分類される。

(イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず「B 漁業」に分類される。

(ウ) 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず「A 農業、林業」に分類される。

(2) 情報通信業との関係

(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。

(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスター・テープなど原盤を制作する場合は製造業としない。

(3) 卸売業、小売業との関係

(ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

(イ) 主として製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくり、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず「I 卸売業、小売業」に分類される。

(4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

(ア) 修 理 業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていなくても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

(イ) 賃 加 工 業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。

(ウ) と 畜 場

と畜場は「952 と畜場」に分類される。

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

◎ 各種機械器具完成品とその部分品・取付具・附属品との関係

機械器具の部分品・取付具・附属品を製造する事業所は、分類項目が特掲されている場合を除き、原則として、その部品及び附属品が使用される機械器具の製造業と同じ小分類に分類される。

中分類 09－食料品製造業

総 説

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。

- (1) 畜産食料品、水産食料品などの製造
- (2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造
- (3) 調味料、糖類、動植物油脂などの製造
- (4) 精穀、製粉及びでんぶん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造
- (5) パン、菓子、めん類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、そう（惣）菜などの製造

なお、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「10 飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。

主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「I 卸売業、小売業」に分類される。

090 管理、補助的経済活動を行う事業所（09 食料品製造業）

主として食料品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は食料品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	

091 畜産食料品製造業

主として部分肉、冷凍肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品、牛乳、粉乳、練乳、バター、チーズ、アイスクリームなどの乳製品を製造する事業所及び加工卵、はちみつ・食鳥処理加工など他に分類されない畜産食料品を製造する事業所をいう。

なお、これらの缶詰、瓶詰、つぼ詰を製造する事業所も本分類に含まれる。

クリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は「58 飲食料品小売業」に分類される。

○ 部分肉・冷凍肉製造業 ブロック肉	○ 处理牛乳・乳飲料製造業 市乳 粉乳 練乳 乳酸菌飲料	カゼイン ヨーグルト
○ 肉加工品製造業 ハム ソーセージ ベーコン 牛乾肉 肉製品缶詰	○ 乳製品製造業 バター チーズ アイスクリーム 発酵乳	○ その他の畜産食料品製造業 加工卵 乾燥卵 液卵 はちみつ処理加工業 食鳥処理加工業 プロイラー処理加工業
× 魚肉ハム・ソーセージ製造業 (092) マーガリン製造業 (098) と畜場 (952)	鯨ベーコン製造業 (092) 牛乳小売業 (58B)	

092 水産食料品製造業

主として魚介類（鯨を含む），海藻類を原料として水産缶詰・瓶詰，海藻加工品，水産練製品，塩干・塩蔵魚介類，冷凍水産物，冷凍水産食品，素干（すぼし）・煮干・くん製魚介類，節類，削節類，塩辛製品，水産つくだ煮，水産漬物などの水産食料品を製造する事業所をいう。

ただし，水産物（鯨を含む）を原料として冷凍調理食品を製造する事業所は「099 その他の食料品製造業」に分類される。

○ 水産缶詰・瓶詰製造業 (いわし，さんま，さけ，ます，まぐろ，さば，かに，鯨肉，貝類，海藻，うに，塩辛，水産つくだ煮など)	ふのり製造業 ひじき製造業 海藻類つぼ詰製造業 寒天製造業 天屋(寒天を製造するもの)	○ 塩干・塩蔵品製造業 塩干魚介類 塩魚 塩たらこ 塩蔵魚介類 塩かずのこ
○ 海藻加工業 こんぶ製造業 とろろこんぶ製造業 酢こんぶ製造業 焼のり製造業 味付けのり製造業 わかめ製造業 あらめ製造業	○ 水産練製品製造業 かまぼこ 焼ちくわ 揚げかまぼこ さつま揚げ はんぺん 魚肉ハム・ソーセージ	○ 冷凍水産物製造業 冷凍魚介類 ○ 冷凍水産食品製造業 冷凍すり身

○ その他の水産食料品製造業	干魚	水産漬物
鰹節	干しアワビ	水産珍味加工品
削節	味りん干	海藻つくだ煮
水産くん製品	身欠きにしん	魚介類つぼ詰
生すり身	切するめ	鯨ベーコン
つくだ煮（水産物のもの）	のりつくだ煮	干しかずのこ
するめ	塩辛	素干魚介類
いりこ	辛子明太子	刺身

× のり採取業（採取し乾燥するもの）(031) 冷凍野菜・果物製造業 (093)
冷凍調理食品製造業 (099)

093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

主として果実及び野菜を原料として保存食料品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）及び漬物を製造する事業所をいう。

○ 野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業	乾燥きのこ 乾燥芋 干しがき かんぴょう マッシュポテト 冷凍野菜 冷凍果物	ジャム ママレード ジュース原液 ゼリー ピーナッツバター
野菜缶詰(瓶詰、つぼ詰を含む) 果実缶詰(瓶詰、つぼ詰を含む) 野菜漬物缶詰（瓶詰、つぼ 詰を含む） 乾燥野菜 乾燥果物		○ 野菜漬物製造業 果実漬物

× 煮豆製造業 (099) 水産漬物製造業 (092)

094 調味料製造業

主として味噌、しょう油、食用アミノ酸、ソース類、食酢を製造する事業所及び香辛料、カレー粉、うま味調味料など他に分類されない調味料を製造する事業所をいう。

○ 味噌製造業	○ ソース製造業	
醸造業(主として味噌を製 造するもの)	製造業	トマトソース
粉味噌	醸造業(主としてしょう油 を製造するもの)	トマトケチャップ(トマト ピューレ)
	粉しょう油	ウスターソース
	固形しょう油	マヨネーズ ドレッシング

○ 食酢製造業 醸造業(主として食酢を製造するもの) ビネガー	○ その他の調味料製造業 香辛料 カレー粉 固体カレー とうがらし粉 七味とうがらし につけい粉	わさび粉 こしょう 濃縮そば汁 にんにく粉 魚しょう うま味調味料 グルタミン酸ナトリウム 顆粒和風だし
× なめ味そ製造業 (099) 食用油製造業 (098)	砂糖製造業 (095) 塩製造業 (162)	味りん製造業 (102)

095 糖類製造業

主として甘味資源作物を原料として又は購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する事業所及びぶどう糖、水あめ、異性化糖を製造する事業所をいう。
購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 砂糖製造業 甘しゃ(蔗)糖(粗糖、含みつ糖又は耕地白糖を製造するもの) てん菜糖(てん菜糖又はてん菜粗糖を製造するもの)	○ 砂糖精製業 氷砂糖製造業 角砂糖製造業 糖みつ製造業 糖みつ加工処理業	○ ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 グルコース 麦芽糖
× 砂糖菓子製造業 (097)	果糖製造業 (099)	人工甘味剤製造業 (163)

096 精穀・製粉業

主として米穀のとう(搗)精や大麦、裸麦の精穀を行う事業所、小麦粉を製造する事業所及び米粉、大豆粉、そば粉などを製造する事業所をいう。

○ 精米・精麦業	○ その他の精穀・製粉業 穀粉製造業 米粉製造業 そば粉製造業 とうもろこし粉製造業 豆粉製造業	きな粉製造業 みじん粉製造業 はったい粉製造業 香せん(煎)製造業 こんにゃく粉製造業 白玉粉製造業
○ 小麦粉製造業		

× 片くり粉製造業 (099) でんぶん製造業 (099) マッシュポテト製造業 (093)

097 パン・菓子製造業

主として食パン、菓子パンなどのパン類、ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋生菓子、ようかん、まんじゅうなどの和生菓子、ビスケット、クラッカーなどのビスケット類・干菓子、あられ、せんべいなどの米菓を製造する事業所及びチョコレートなど他に分類されないパン・菓子を製造する事業所をいう。

ただし、せんべい生地を製造する事業所は「099 その他の食料品製造業」に分類される。

○ パン製造業	和生菓子	○ その他のパン・菓子製造業
食パン	ようかん	キャンデー
菓子パン	最中	チョコレート
	まんじゅう	油菓（かりんとうなど）
○ 生菓子製造業	○ ビスケット類・干菓子製造業	砂糖漬け（甘納豆、ざぼん漬けなど）
洋生菓子	クッキー	ウエハース
ケーキ	クラッカー	氷菓（アイスキャンデーなど）
ドーナツ	乾パン	チューインガム
パイ	○ 米菓製造業	砂糖菓子
カステラ	あられ	
ゼラチン菓子	せんべい	
蒸しパン		
×	× 調理パン製造業（099）	サンドイッチ製造業（099）
	アイスクリームコーン製造業（099）	せんべい生地製造業（099）
	アイスクリーム製造業（091）	最中かわ製造業（099）

098 動植物油脂製造業

主として圧搾、抽出により牛脂、魚油、大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油などの動植物油脂を製造する事業所及び動植物油脂を更に加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどの食用油脂を製造する事業所をいう。

また、動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造する事業所及び植物油の副産物の油かす（ケーキミール）を製造する事業所並びに粗製の動植物油脂を購入してこれを精製する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 粗製の動植物油脂を購入して医療用として精製する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 動物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所は「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。

○ 動植物油脂製造業	植物油 (大豆・菜種・ごま・落花生・あまに・えごま・米・つばき・ひまし・きり・オリーブ・やし・カポック・パーム・綿実・べに花油など)	○ 食用油脂加工業
動物油 {牛脂, 豚脂, さなぎ油, 鯨油, 魚油 (いわし・たら・にしん・さめ油など), 内臓油}		食用精製油脂製造業
グリース (動物の油脂, 骨, 肉から製造するもの)		マーガリン製造業
タロー (動物の油脂, 骨, 肉から製造するもの)		ショートニング製造業
	油かす (ケーキミール)	精製ラード製造業
	食用油	精製ヘット製造業
	サラダオイル	
	食用精製油	

× 医療用動植物油脂製造業 (165)
脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (164)

石けん製造業 (164)
油かす製造業 (肥料) (106)

099 その他の食料品製造業

主としてでんぷん, めん類, 豆腐, 油揚げ, あん類を製造する事業所, 魚類フライ, コロッケなどの冷凍調理食品, そう (惣) 菜, すし, 弁当, 調理パン, レトルト食品を製造する事業所及びふくらし粉, こうじ, こんにゃく, ふ (麸), 納豆など他に分類されない食料品を製造する事業所をいう。

○ でんぶん製造業	○ あん類製造業	○ すし・弁当・調理パン製造業
甘しょでんぶん	生・練・乾燥あん	サンドイッチ
ばれいしょでんぶん		機内食
コーンスターク	○ 冷凍調理食品製造業	○ レトルト食品製造業
片くり粉	(魚類フライ, ステイック, コロッケ, しゅうまい, ぎょうざ, ピラフなど)	レトルトカレー
○ めん類製造業	○ そう (惣) 菜製造業	○ 他に分類されない食料品
製めん業	和風そう (惣) 菜 (煮豆, うま煮, 焼魚, たまご焼, きんぴら, 天ぷら, 酢れんこんなど)	製造業
うどん	中華そう (惣) 菜 (しゅうまい, ぎょうざなど)	ふくらし粉
そうめん	洋風そう (惣) 菜 (コロッケ, カツレツ, フライ, サラダ, グラタンなど)	イースト
そば		パン種
マカロニ		きのこ種菌
スペゲッティ		酵母剤
手打めん		クロレラ (培養)
即席めん類		しいたけ種駒
インスタントラーメン		こうじ
中華めん		種こうじ
○ 豆腐・油揚製造業		麦芽
しみ豆腐		

果糖	こんにゃく	春雨 (豆素めん)
パン粉	ふ (麩)・焼ふ	粉末ジュース
フラーーペースト	納豆	即席ココア
麦茶	ゆば	最中かわ
はま茶	玄米乳	せんべい生地
こぶ茶	甘酒	なめ味そ
プレミックス食品	いり豆	野菜つくだ煮
もち (あんもちを除く)	落花生加工業	アイスクリームコーン バナナ熟成加工業

- × 薬用酵母剤製造業 (165) のりつくだ煮製造業 (092)
 海藻つくだ煮製造業 (092) 焼きちくわ製造業 (092)
 ウエハース製造業 (097) もやし製造業 (011)
 つくだ煮製造業 (水産物のもの) (092) かまぼこ製造業 (092)
 コーヒー豆ばいせん (焙煎) 業 (103) ジュース製造業 (101)
 茶系飲料・コーヒー飲料製造業 (101)
 そう (惣) 菜製造小売業 (58A)
 弁当小売業 (他から仕入れたもの又は作り置きのもの) (58A)
 持ち帰りすし店 (客の注文によって調理するもの) (771)
 冷凍水産食品製造業 (092)
 冷凍野菜・果物製造業 (093)
 野菜缶詰製造業 (瓶詰, つぼ詰を含む) (093)
 加工卵製造業 (液卵, 乾燥卵など) (091)

中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業

総 説

この中分類には、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される。

また、葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などの処理を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、食料品を製造する事業所は「09 食料品製造業」に、たばこの副産物を利用して殺虫剤などを製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。

主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は「I 卸売業、小売業」に分類される。

100 管理、補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）

主として飲料・たばこ・飼料製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は飲料・たばこ・飼料製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	

101 清涼飲料製造業

主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及びし好飲料を製造する事業所をいう。

ただし、天然炭酸水の瓶詰を行い販売する事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

○ 清涼飲料製造業 し好飲料 サイダー ラムネ	炭酸水 ジュース シロップ(糖みつ製造業で ないもの)	ミネラルウォータ 果実飲料 茶系飲料 コーヒー飲料
----------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------

× 糖みつ製造業 (095)	ジュース原液製造業 (093)	乳酸菌飲料製造業 (091)
発酵乳製造業 (091)	粉末ジュース製造業 (099)	はちみつ処理加工業 (091)

102 酒類製造業

主としてぶどう酒、りんご酒などの果実酒、ビール類、清酒及び焼酎、ウイスキー、ブランデーなどの蒸留酒、味りん、白酒、リキュール、薬味酒などの混成酒（又は再製酒）を製造する事業所をいう。

○ 果実酒製造業 甘味果実酒 ぶどう酒 りんご酒 いちご酒 みかん酒 ワイン	○ ビール類製造業 ビール醸造業 発泡酒	○ 清酒製造業 濁酒	○ 蒸留酒・混成酒製造業 ウイスキー 焼酎	ブランデー 合成清酒 味りん（本みりんを含む） 薬用酒 飲料用アルコール 梅酒 洋酒 リキュール 白酒
--	----------------------------	---------------	-----------------------------	---

× 甘酒製造業 (099)

103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）

主として購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造する事業所及びコーヒーライ生豆をばいせん（焙煎），粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造する事業所をいう。

○ 製茶業 荒茶製造業（緑茶、紅茶） 茶再製業（緑茶、紅茶、 輸出茶）	○ コーヒー製造業 荒びきコーヒー インスタントコーヒー	コーヒー豆ばいせん（焙 煎）業
× はま茶製造業 (099) 茶系飲料製造業 (101)	こぶ茶製造業 (099) コーヒー飲料製造業 (101)	麦茶製造業 (099) 即席ココア製造業 (099)

104 製氷業

主として販売用氷を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 天然氷の採取貯蔵を行う事業所は「059 その他の鉱業」に分類される。
- (2) ドライアイスを製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。

<input type="radio"/> 製氷業 氷製造業	冷凍業(主として氷の製造を行うもの)
-----------------------------------	--------------------

105 たばこ製造業

主として紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこなどを製造する事業所及び葉たばこの処理（再乾燥、除骨、たる詰など）を行う事業所をいう。

<input type="radio"/> たばこ製造業	<input type="radio"/> 葉たばこ処理業	
× たばこ卸売業 (55B)		

106 飼料・有機質肥料製造業

主として穀類や購入した動植物性加工副産物などを原料として、家畜、家きん（禽）、愛がん・観賞用動物などの配合飼料及び単体飼料を製造する事業所並びに動物性、植物性の有機質肥料を製造する事業所をいう。

<input type="radio"/> 配合飼料製造業 動物性たん白質混合飼料 植物性たん白質混合飼料 フィッシュソリュブル吸着飼料 観賞魚用飼料 ペットフード	<input type="radio"/> 単体飼料製造業 酵母飼料 魚粉飼料 羽毛粉飼料 貝殻粉飼料	<input type="radio"/> 有機質肥料製造業 海産肥料	骨粉肥料 魚肥 植物かす肥料 腐葉土 たい（堆）肥 バークたい（堆）肥 油かす（肥料）
× 化学肥料製造業 (161)			飼料添加剤製造業（成長促進剤など）(165)

中分類 11－繊維工業

総 説

この中分類には、主として製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。

ただし、グラスウールなどの紡織を行う事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に、ロックウールなどの紡織を行う事業所は「219 その他の窯業・土石製品製造業」に分類される。

110 管理、補助的経済活動を行う事業所（11 繊維工業）

主として繊維工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は繊維工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	

111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業

主として生糸、化学繊維、炭素繊維を製造する事業所、綿、アセテート短繊維、羊毛などから紡績糸を製造する事業所及びねん糸、かさ高加工糸（伸縮加工糸等を含む）を製造する事業所をいう。

○ 製糸業	スフ（ビスコース短繊維）	ポリエチレン繊維
器械生糸製造業	アセテート長繊維	アクリル繊維
座繰生糸製造業	アセテート短繊維	ポリプロピレン繊維
玉糸製造業	合成繊維	スパンデックス（弹性繊維）
野蚕糸製造業	ナイロン繊維	
副蚕糸製造業	ビニロン繊維	
	ポリ塩化ビニリデン繊維	○ 炭素繊維製造業
○ 化学繊維製造業	ポリ塩化ビニル繊維	○ 綿紡績業
レーヨンフィラメント	ポリエステル繊維	落綿紡績業
		特紡紡績業

○ 化学繊維紡績業 スフ紡績業 アセテート紡績業 合成繊維紡績業 ステープルファイバー紡 績糸製造業	○ ねん糸製造業 絹ねん糸 レーヨンねん糸 綿ねん糸 スフねん糸 毛ねん糸 麻ねん糸 合成繊維ねん糸 カタン糸 刺しゅう糸 意匠より糸 縫糸 金銀ねん糸	○ かさ高加工糸製造業 ○ その他の紡績業 絹紡績業 亜麻紡績業 ちよ麻紡績業 黄麻紡績業 手紡績業 和紡紡績業
○ 毛紡績業 そ（梳）毛紡績業 紡毛紡績業		

×

ガラス繊維製造業（211）	分織糸製造業（115）	抄織紙糸製造業（149）
医療用縫合糸製造業（274）	金銀糸製造業（ねん糸を除く）（115）	

112 織物業

主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、生糸、絹紗糸、レーヨン、そ毛糸、紡毛糸、亜麻糸などの繊維糸で織物を製造する事業所をいう。

ゴム糸入織物を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 綿・スフ織物業 和紡織物業 タオル地織物業 てんじく（天竺）織業 ネル織業 クレープ織業 帆布地織業 蚊帳地織業 かすり（絣）地織業 ガーゼ地織業 綿タイヤコード織業	○ ポリエステル長繊維織物業 しゅす（繻子）織業 ろ（紺）織業 しゃ（紗）織業 つむぎ（紬）織業	○ 黄麻織物業 ホース地織物業
○ 絹・人絹織物業 絹紡織物業 ちりめん（縮緬）織物業 羽二重織業	○ 毛織物業 そ（梳）毛織物業 紡毛織物業 モスリン織業 らしや（羅紗）織業 織フェルト製造業	○ 細幅織物業 光輝畳縁製造業 リボン製造業 織マーク製造業 テープ製造業 ゴム糸入織物製造業
	○ 麻織物業 亜麻織物業 ちよ麻織物業	○ その他の織物業 抄織紙織物業 芭蕉布織物業
×	ガラス繊維織物業（211）	

113 ニット生地製造業

主として丸編ニット生地又は丸編ニット半製品、たて編ニット生地、横編ニット生地又は横編ニット半製品を製造する事業所をいう。

ただし、ニット製品を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)」から「119 その他の繊維製品製造業」に分類される。

<input type="radio"/> 丸編ニット生地製造業 <input type="radio"/> 丸編ニット半製品	<input type="radio"/> たて編ニット生地製造業	<input type="radio"/> 横編ニット生地製造業 <input type="radio"/> 横編ニット半製品
× ニット製アウターシャツ類製造業 (116) セーター類製造業 (116) ニット製下着製造業 (117)	丸編ニット製靴下製造業 (118) ニット製手袋製造業 (118) ニット製外衣製造業 (116)	

114 染色整理業

主として綿状繊維、糸、織物、ニット、レース、繊維雑品などに精練、漂白、浸染、なっ染及び整理仕上げ(つや出し、つや消し、起毛、防縮、防水、防火、防しゅう(皺)、防虫、柔軟、シルケット、硬化、撚麻、のり付け、押型、防ばい(黴)、固定など)、その他の処理を行う事業所をいう。

<input type="radio"/> 綿・スフ・麻織物機械染色業	注染業(中形、手ぬぐい染を含む) 紋染業 和ざらし(晒)業 手描染業 印はんてん染業 長板本染業 精練・漂白業(白張を含む) 浸染業(あい染、紅染を含む) 引染業 旗染業 手加工染色整理仕上業 織物手加工修整業	<input type="radio"/> ニット・レース染色整理業 <input type="radio"/> ニット・レース漂白業 <input type="radio"/> ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース漂白業 <input type="radio"/> ニット・レース染色業 <input type="radio"/> ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース染色業 <input type="radio"/> ニット・レース整理仕上業 <input type="radio"/> ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース整理仕上業
<input type="radio"/> 絹・人絹織物機械染色業		
<input type="radio"/> 毛織物機械染色整理業		

×	羊毛洗上業 (115) せん (剪) 毛業 (115)	整毛業 (115) 毛皮染色業 (208)	反毛業 (115)
---	--------------------------------	--------------------------	-----------

115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業

主としてマニラ麻, サイザル, 縄糸, 合成繊維糸などで綱を製造する事業所, 縄糸, 絹糸, 麻糸, 合成繊維糸などで網地(漁網地を含む)を製造する事業所, レース, 組ひもを製造する事業所, 整毛を行う事業所, フェルト, 不織布, 上塗り又は防水した織物を製造する事業所及び綿, 編ひもなど他に分類されない繊維粗製品を製造する事業所をいう。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 織フェルトを製造する事業所は「112 織物業」に分類される。
- (2) ゴム引布を製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (3) わら縄を製造する事業所は「328 疊等生活雑貨製品製造業」に分類される。

○ 綱製造業 トワイン ロープ コード	○ 整毛業 反毛業 洗毛化炭業 トップ製造業 羊毛洗上業	○ その他の繊維粗製品製造業 製綿業 麻製織業 べっちゃんせん (剪) 毛業 コール天せん (剪) 毛業 真綿 絹ラップ ペニー 分織糸 金銀糸 (ねん糸を除く) たて糸のり付 (サイジング) 業 整経業 おさ (簇) 通し業 そうこう (綜続) 通し業 カバードヤーン ジャカードカード (紋紙) 模様形 巻糸業 電着植毛業 (ベースのいかんを問わない) モール ふさ類 巻・編・よりひも
○ 漁網製造業 漁網地	○ フェルト・不織布製造業 プレスフェルト 乾式不織布	
○ 網地製造業 網地(棚網用, 運動用, 包装用など)	○ 上塗りした織物・防水した織物製造業 油布(オイルクロス) タイプライタリボン(ベースが布のもの) トレーシングクロス ブラインドクロス 絶縁布 ガムテープ(ベースが布のもの) 擬革布 アスファルトルーフィング(ベースが布のもの)	
○ レース製造業 刺しゅうレース(エンプロイダリーレース) ケミカルレース ギュピヤーレース 編レース リバーレース ボビンカーテンレース トーションレース プレンネット		
○ 組ひも製造業 さなだひも 靴ひも(繊維製のもの)		

× 織フェルト製造業 (112)	湿式不織布製造業 (142)	ゴム引布・同製品製造業 (199)
織物製ブックバインディングクロス製造業 (143)		金銀ねん糸製造業 (111)
ガムテープ製造業 (ベースが紙のもの) (149)		繊維製衛生材料製造業 (119)
獣毛整理業 (羊毛, 羊毛類似の毛を除く) (32D)		医療用縫合糸製造業 (274)

116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）

主として織物製・ニット製の成人男子・少年服, 成人女子・少女服, 乳幼児服, 事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服, 学校服, ワイシャツ, シャツ類(下着を除く), セーター類を製造する事業所をいう。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 一貫作業によってゴム引布製外衣などを製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) 一貫作業によってビニル製外衣などを製造する事業所は「189 その他のプラスチック製品製造業」に分類される。

○ 織物製成人男子・少年服 製造業(不織布製及びレース製を含む) (織物製ジャンパー・ズボン・背広・コートなど) 織物製制服(警察・消防・鉄道職員制服, 自衛隊制服など) 織物製外とう	○ 織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む) (織物製ロンパース・ズボン・スカート・オーバーオールなど)	織物製スポーツ用衣服 (スキーアン, 登山服, 狩猟服, 乗馬服, 野球ユニフォームなど)
○ 織物製成人女子・少女服 製造業(不織布製及びレース製を含む) (織物製ブラウス・スカート・コート・スリット・ドレス・スラックなど) 織物製制服(警察・消防・鉄道職員制服, 自衛隊制服など)	○ 織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み, 下着を除く) 織物製ワイシャツ 織物製開襟シャツ 織物製アロハシャツ 織物製カッターシャツ	織物製エプロン 織物製割ぼう着 織物製学校服 (学童・中学・高校・大学生服など)
	○ 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服 ・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む) 織物製事務服 織物製作業服 織物製衛生衣(美容衣, 看護衣, 医務服, 助産着, 白衣など)	○ ニット製外衣製造業 ニット製成人男子・少年服 ニット製成人女子・少女服 ニット製乳幼児服 ニット製ジャケット ニット製ブレザー ニット製ジャンパー
		○ ニット製アウターシャツ 類製造業 Tシャツ ニット製スポーツシャツ ニット製開襟シャツ

○ セーター類製造業 カーディガン ベスト	○ その他の外衣・シャツ 製造業 ニット製事務服 ニット製作業服 ニット製学校服	ニット製スポーツ用衣服 (トレーニングウエア, スキーウェア, 野球ユニフォーム, 水着類など)
× ビニル製外衣製造業 (一貫作業によるもの) (189) ゴム引布製外衣製造業 (一貫作業によるもの) (199) 下着類製造業 (117)		柔道着・剣道着製造業 (118) なめし革製衣服製造業 (118) 毛皮製衣服製造業 (118)

117 下着類製造業

主として織物製、ニット製のアンダーシャツ（ワイシャツ、アウターシャツなどを除く）、ズボン下、パンツ、ペチコート、スリップなどの下着類及びパジャマ、ナイトガウンなどの寝着類を製造する事業所並びに材料のいかんを問わずブラジャー、ボディスーツなどの補整着を製造する事業所をいう。

○ 織物製・ニット製下着製造業 アンダーシャツ（ワイシャツ、アウターシャツなどを除く） ズボン下 パンツ スリップ ペチコート	○ 織物製・ニット製寝着類製造業 パジャマ ナイトガウン ネグリジェ	○ 補整着製造業 ブラジャー ガードル プラスリップ ボディスーツ ウエストニッパー
× 浴衣製造業 (118) 織物製シャツ製造業 (116)		寝具製造業 (119) ニット製アウターシャツ製造業 (116)

118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業

主として和服、和服用繊維製身の回り品、繊維製のネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子などを製造する事業所及び毛皮製のコート、ジャケット、えり巻など他に分類されない衣服・繊維製身の回り品を製造する事業所をいう。

なめし革製衣服（スカート、ベストなど）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ゴム製手袋を製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) なめし革製手袋を製造する事業所は「205 革製手袋製造業」に分類される。

○ 和装製品製造業(足袋を含む)	○ スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	毛皮コート
帶	ネッカチーフ	毛皮ジャケット
コート		毛皮えり巻
はかま	○ 靴下製造業	毛皮チョッキ
浴衣	タイツ	毛皮マフ
寝間着	パンティストッキング	毛皮装飾品
柔道着	ニット製靴下	毛皮製衣服
剣道着		サスペンダー
半てん	○ 手袋製造業	ガーター
ショール	布製手袋	アームバンド
羽織	ニット製手袋	ズボン吊
半えり	繊維製手袋	靴下止め
足袋	軍手	衣服用ベルト(繊維製のもの)
足袋カバー		繊維製靴
帶締め	○ 帽子製造業(帽体を含む)	繊維製スリッパ
帶揚げ	フェルト帽子・帽体	繊維製草履・同附属品
羽織ひも	ニット製帽子	よだれ掛け
ふろしき	織物製帽子	おしめカバー
ふくさ	レース製帽子	衛生バンド
長着		なめし革製衣服
じゅばん	○ 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	革製帽子
	毛皮製品	布製甲被
○ ネクタイ製造業		

× 地下足袋製造業 (192) なめし革製手袋製造業 (205) 毛皮製造業 (208)
 麦わら帽子製造業 (328) ゴム製手袋製造業 (199)

119 その他の繊維製品製造業

主として寝具、毛布、じゅうたん、帆布製品、繊維製袋を製造する事業所、刺しゅう加工を行う事業所、タオル、繊維製衛生材料を製造する事業所及びどん張、テーブル掛けなど他に分類されない縫製雑品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 毛布地を製造する事業所は「112 織物業」又は「113 ニット生地製造業」に分類される。
- (2) 毛布地製の衣類などを製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)」に分類される。
- (3) かばんを製造する事業所は材料のいかんを問わず「206 かばん製造業」に分類される。
- (4) 袋物を製造する事業所は材料のいかんを問わず「207 袋物製造業」に分類される。
- (5) 疊表、ござ、花むしろなどを製造する事業所は「328 疊等生活雑貨製品製造業」に分類される。

(6) リノリウム製の床敷物などを製造する事業所は「32D 他に分類されないその他の製造業」に分類される。

○ 寝具製造業	○ 帆布製品製造業	繊維製生理用品
フォームラバー製寝具	テント	ガーゼ
掛・敷布団	シート	ほう帯
まくら	日よけ	眼帯
寝具用カバー	ほろ	衛生マスク
羽根布団		
ポリウレタンフォーム製	○ 繊維製袋製造業	○ 他に分類されない繊維製
寝具	麻袋, 綿袋	品製造業
寝袋	ヘッシャンバッグ	どん帳
シーツ	ガンニーバッグ	テーブル掛け
マットレス (和室用)	合成繊維袋	テーブルセンター
タオルケット		ドイリー
座布団	○ 刺しゅう業	ナプキン
	手刺しゅう業	手ぬぐい
○ 毛布製造業	機械刺しゅう業	布きん
敷毛布	刺しゅう製品製造業	ぞうきん
こたつ掛け毛布		旗
ひざ掛け毛布	○ タオル製造業	のぼり
	フェイスタオル	引幕
○ じゅうたん・その他の繊維	バスタオル	ウエイスト手袋
製床敷物製造業		防災用手袋
だん通	○ 繊維製衛生材料製造業	カーテン
麻マット	脱脂綿	蚊帳
×		
× 袋物製造業 (207)	タオル地織物業 (112)	紙製衛生材料製造業 (149)
携帯用袋物製造業 (207)	かばん製造業 (206)	紙製生理用品製造業 (149)
ハンドバッグ製造業 (207)	はたき製造業 (328)	刺しゅうレース製造業 (115)
羽毛成品製造業 (322)	毛布地織物製造業 (112)	毛布地ニット製造業 (113)
リノリウム製造業 (32D)	畳表製造業 (328)	電気毛布製造業 (293)
ござ製造業 (328)	花むしろ製造業 (328)	竹・とう製敷物製造業 (129)
マットレス製造業 (ベッド用) (131)		
タオル地ハンカチ製造業 (118)		

中分類 12－木材・木製品製造業（家具を除く）

総 説

この中分類には、主として製材及び单板（ベニヤ）、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 家具、建具を製造する事業所は「13 家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) 木型、木製の楽器、がん具、運動用具、ほうき、くま手などを製造する事業所は「32 その他の製造業」に分類される。
- (3) 建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改裝などを行う事業所は「D 建設業」に分類される。
- (4) 個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

120 管理、補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）

主として木材・木製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は木材・木製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫 自家用車庫 自家用資材置場 自家用修理工場
----------------------	----------------------------	--

121 製材業、木製品製造業

主として丸太（そま角、大割材などを含む）を原料として製材機械によって板、角材などの製材を行う事業所、单板（ベニヤ）及び木材チップを製造する事業所並びに屋根板、経木、げた材、鉛筆軸板など他に分類されない特殊な製材品又は木製品を製造する事業所をいう。

なお、竹及び枝づるなどの加工基礎資材を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 木製サッシ（窓、戸の枠）、その他の造作材及び合板を製造する事業所は「122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」に分類される。
- (2) 購入した材料から菓子・果物かご、木箱、包装木箱などを製造する事業所は「123 木製容器製造業（竹、とうを含む）」に分類される。
- (3) 土木建築の一部として工事現場で行う製材は「D 建設業」に分類される。

○ 一般製材業	○ 木材チップ製造業	たが製造業
製板業		たる丸製造業
ひき（挽）材業	○ その他の特殊製材業	和たる用材製造業
仕組板製材業	屋根板製造業	洋たる用材製造業
木材小割業（薪製造を除く）	屋根まさ製造業	げた材製造業
唐木製材業	経木製造業	鉛筆軸板製造業
まくら木製造業	経木箱仕組材製造業	木管素地製造業
支柱製造業	経木マット製造業	竹ひご製造業
腕木製造業	経木さなだ製造業	さらし竹製造業
標準材製造業	木毛製造業	成形竹製造業
面取材製造業	エキセルシャー製造業	竹・とう・きりゅう・枝づ
	たる材製造業	る加工基礎資材製造業
○ 単板（ベニヤ）製造業	おけ材製造業	野球用バット素材製造業
	木栓製造業	
×	木箱製造業（123）	くい丸太生産業（022）
	床柱製造業（122）	鉛筆軸製造業（326）
	合板製造業（122）	たる・おけ製造業（123）
	マッチ箱製造業（328）	コルク栓製造業（129）
	野球用バット製造業（32B）	

122 造作材・合板・建築用組立材料製造業

主としてサッシ（窓、戸の枠）、羽目板、入口、階段などの造作材を製造する事業所、ベニヤ合板、特殊合板、集成材、建築用木製組立材料、パーティクルボード（削片板）、繊維板、銘木及び床板を製造する事業所をいう。

ただし、標準材や面取り材を製造する事業所は「121 製材業、木製品製造業」に分類される。

○ 造作材製造業（建具を除く）	○ 合板製造業	○ 集成材製造業
サッシ（木製のもの）	単板積層材（LVL）	台形集成材
ドアフレーム（木製のもの）	化粧ばり合板	積層材
羽目板	ベニヤ合板	幅はぎ板
天じょう（井）板	特殊合板	
	竹合板	
		○ 建築用木製組立材料製造業
		木製組立建築材料

○ パーティクルボード製造業 削片板 チップボード	軟質繊維板 テックス 吸音繊維板 半硬質繊維板	○ 銘木製造業 床柱 磨き丸太
○ 繊維板製造業 硬質繊維板（ハードボーデ）		○ 床板製造業 フローリングボード
× 单板（ベニヤ）製造業（121）		プラスチック化粧板製造業（181）

123 木製容器製造業（竹、とうを含む）

主として竹、とう、きりゅう、单板（ベニヤ）などから衣料かご、果物・野菜かごなどを製造する事業所及び木箱、たる、おけを製造する事業所をいう。

輸送用木製ドラム、通かん（函）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は「131 家具製造業」に分類される。
- (2) たる・おけ用材を製造する事業所は「121 製材業、木製品製造業」に分類される。

○ 竹・とう・きりゅう等容器 製造業 かご ざる こうり（行李） ベニヤかご	取枠 巻枠 梱包容器（木製） 折箱 経木折箱 ささ折箱 杉折箱	洋たる ビールたる くぎたる 薬品たる 漬物たる 水おけ 化学用おけ 肥料用おけ たらい ふろおけ 飯びつ（木製おけ形のもの） 醸造おけ
○ 木箱製造業 製かん（函）業 ベニヤ箱 輸送用木製ドラム 包装木箱 工具木箱	○ たる・おけ製造業 和たる 酒たる 味そたる しょう油たる	
× びく製造業（32B）		おけ・たる用材製造業（121）

129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）

主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、その他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理及び乾燥を行う事業所、コルク加工基礎資材及びコルク製品を製造する事業所並びに靴型（材料のいかんを問わない）、木製履物、曲輪、木製くり物など他に分類されない木製品を製造する事業所をいう。

ただし、木、竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は「131 家具製造業」に分類される。

○ 木材薬品処理業 木材防腐処理業 木材注薬業 木材耐火処理業 木材乾燥業(天日乾燥を含む) まくら木薬品処理業 木製履物台木いぶし業	○ 他に分類されない木製品 製造業(竹、とうを含む) 靴型(金属製、プラスチック製を含む) 靴しん(芯) 木製履物 げた台 塗りげた(漆塗りを除く) 木製履物塗装業(漆塗りを除く)	寄木細工(家具、置物を除く) つまようじ くり物 漆器素地(木製くり物) 竹製敷物 とう製敷物 はし(木・竹製のもので塗塗りを除く) 割ばし、竹ばし、木ばし 茶せん 米びつ 重箱(漆器製を除く) 木管(紡績用を除く) 洋服掛 木製品塗装業(鉛筆軸を除く) よしず 木製まな板
○ コルク加工基礎資材・コルク製品製造業 コルク栓 コルクタイル 炭化コルク板 生圧搾コルク板 コルクカーペット	曲輪 曲物 せいろ ひとつ(櫃) 彫刻物(木製のもの) 旗ざお(木・竹製のもの) 柄(とう・竹製のもの) かい(櫂)	
×	マッチ軸製造業(328) そろばん製造業(326) 物差製造業(273) 重箱製造業(漆器製のもの)(327) 木製履物塗装業(漆塗りのもの)(327) パレット製造業(荷役運搬用、材料のいかんを問わない)(32D)	ます(杼)製造業(273) はし製造業(漆塗りのもの)(327) 木管製造業(紡績用のもの)(263) 鉛筆軸製造業(326)

中分類 13－家具・装備品製造業

総 説

この中分類には、家庭用及び事務用家具（和式及び洋式を含む）、宗教用具、戸、障子、ふすま、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 漆塗り家具を製造する事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
- (2) 個人の注文により家具、建具を製造する事業所は「601 家具・建具・畳小売業」に分類される。
- (3) 家具類の改造、修理などを行う事業所は「909 その他の修理業」に分類される。

130 管理、補助的経済活動を行う事業所（13 家具・装備品製造業）

主として家具・装備品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は家具・装備品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	

131 家具製造業

主として木製家具、金属製家具を製造する事業所及び材料のいかんを問わず、ベッド用マットレス、ベッド、いすなどに用いるクッション用組スプリング、スプリングクッションを製造する事業所をいう。

なお、学校、集会所、図書館などに用いる家具、つい立、戸棚、ロッカー、輸送設備、研究室、病院、その他専門用のために特に考案された研究室用テーブルなどを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 宗教用具を製造する事業所は「132 宗教用具製造業」に分類される。
- (2) 漆塗り家具を製造する事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
- (3) 石製・プラスチック製家具を製造する事業所は「139 その他の家具・装備品製造業」に分類される。

(4) 個々のスプリングを製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。

○ 木製家具製造業(漆塗りを除く) 和家具 さし物 たんす 鏡台 机 座卓 水屋 はえ帳 さし物火鉢 竹製家具 とう製家具 きりゅう製家具 はり板 アイロン台	洋家具 テーブル いす 応接セット 船舶用木製家具 学校用木製家具 ベッド ラジオ・テレビジョン・ステレオ用キャビネット ミシンテーブル(脚を除く) 戸棚 書棚 病院用木製家具 薬品棚 家具塗装業(漆塗りを除く)	○ 金属製家具製造業 キャビネット ロッカー 保管庫・戸棚類(ノックダウン方式を含む)
× 漆塗り製家具製造業(327) プラスチック製家具製造業(139) マットレス製造業(和室用)(119) プラスチック製ラジオ・テレビジョン・ステレオきょう(筐)体製造業(183)		宗教用具製造業(132) ワイヤスプリング製造業(249) 金庫・金庫室製造業(249) ひな祭用三方製造業(32A)

132 宗教用具製造業

主として貴金属製、陶磁器製及び漆器製以外のもので宗教用具(仏壇、神棚及びその附属品など)を製造する事業所をいう。

○ 宗教用具製造業 仏具(位はい、仏具台、香盤、靈具ぜん、木魚、高つきなど)	神仏具 お宮 みこし	○ 仏壇 三方(ひな祭用を除く) じゆず
× 貴金属製仏具製造業(321) 漆器製仏具製造業(327)		陶磁器製神仏具製造業(214) 葬具製造業(32D) ひな祭用三方製造業(32A)

133 建具製造業

主として障子、雨戸格子、ふすま(骨及び縁を含む)を製造する事業所をいう。

○ 建具製造業 建具（主として戸、障子を 製造するもの）	戸・障子 欄間 ふすま	ふすま骨 ふすま縁
× 建工具事業（079） 建具屋（601） 漆塗り建具製造業（327）		表具業（903） サッシ製造業（木製のもの）（122） サッシ製造業（金属製のもの）（244）

139 その他の家具・装備品製造業

主として材料のいかんを問わず、事務所用・店舗用装備品及びこれに附隨する製品を製造する事業所、窓・扉用日よけ、びようぶ、衣こう、すだれ、つい立、掛軸及びその他部品、附属品を製造する事業所、鏡縁、額縁、画入れ額縁を製造する事業所並びに石製家具、黒板など他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。

ベネシャンブラインド（金属製を除く）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製ベネシャンブラインドを製造する事業所は「244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」に分類される。
- (2) 金庫及び金庫内箱を製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。
- (3) 個人の注文によってつくるいわゆる表具屋は「903 表具業」に分類される。

○ 事務所用・店舗用装備品製造業 陳列ケース（網棚、台を含む） 事務所用備品（事務所用つい立など） 陳列棚 間仕切り	日よけ（部品・附属品製造を含む）（金属製及び帆布製を除く） よろい戸（金属製を除く） 掛軸（業務用、広告用など） カーテン部品（カーテンロッド、カーテンの部品・附属品）	○ 鏡縁・額縁製造業 画入れ額縁 写真入れ額縁
○ 窓用・扉用日よけ、日本びようぶ等製造業 ブラインド（部品・附属品製造を含む）（金属製を除く）	びようぶ 衣こう すだれ つい立（和式のもの）	○ 他に分類されない家具・装備品製造業 石製家具 黒板 プラスチック製家具・装備品 強化プラスチック製家具
× 電気冷蔵庫製造業（293） 竹製家具製造業（131） とう製家具製造業（131） 冷凍・冷蔵ショーケース製造業（253） 日よけ製造業（金属製のもの）（244） 日よけ製造業（帆布製のもの）（119） 金属製保管庫・戸棚類製造業（ロッカーを含む）（131）	表具業（903） 金属製家具製造業（131） 金庫製造業（249） 漆塗り鏡縁・額縁製造業（327） よろい戸製造業（金属製のもの）（244） よしづ製造業（129）	

中分類 14-パルプ・紙・紙加工品製造業

総 説

この中分類には、木材、その他の植物原料又は古纖維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される。

抄紙糸を製造する事業所、セロファンを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 抄紙織物を製造する事業所は「112 織物業」に分類される。
- (2) 研磨紙を製造する事業所は「217 研磨材・同製品製造業」に分類される。
- (3) 写真感光紙を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。

140 管理、補助的経済活動を行う事業所（14 パルプ・紙・紙加工品製造業）

主としてパルプ・紙・紙加工品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はパルプ・紙・紙加工品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用倉庫 自家用資材置場
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場 自家用補修所	

141 パルプ製造業

主として木材又はその他の植物原料からパルプを製造する事業所をいう。

○ パルプ製造業 溶解サルファイトパルプ 溶解クラフトパルプ	サルファイトパルプ ケミグランドパルプ クラフトパルプ セミケミカルパルプ	碎木パルプ 木材以外のパルプ（ソーダパルプ、わらパルプなど）
--------------------------------------	--	-----------------------------------

142 紙製造業

○ 洋紙製造業	白板紙 色板紙 段ボール原紙 チップボール 建材原紙	雑種紙 書道用紙 家庭用薄葉紙 紙ひも原紙
新聞用紙 印刷用紙 筆記用紙 図画用紙 包装用紙 薄葉洋紙 雑種洋紙 衛生用洋紙 印画紙用原紙 塗工印刷用紙 湿式不織布	○ 機械すき和紙製造業 障子紙 せんか紙 衛生用紙（ちり紙用・トイ レットペーパー用・ティ ッシュペーパー用・タオ ル用・ナプキン用紙な ど） 薄葉和紙	○ 手すき和紙製造業 障子紙 こうぞ紙 改良紙 温床紙 傘紙 工芸紙 がんび紙
○ 板紙製造業		
黄板紙		

× 段ボール製造業 (143) 紙ナプキン製造業 (149) 紙タオル製造業 (149)
 ティッシュペーパー製造業 (149) トイレットペーパー製造業 (149)

143 加工紙製造業

○ 塗工紙製造業(印刷用紙を除く)	絶縁紙 絶縁紙テープ ろう紙 油紙 人造竹皮 ソリッドファイバー バルカナイズドファイバー ラミネート紙 プラスチック塗装紙 紙製ブックバインディング グクロス	織物製ブックバインディ ングクロス プラスチック加工ブック バインディングクロス ノーカーボン紙 防虫紙 感熱紙
ろう加工紙 油脂加工紙 プラスチック加工紙 包装加工紙 ターポリン紙 防せい（鑄）紙 カーボン紙 アスファルトルーフィング (ベースが紙のもの)		○ 段ボール製造業
		○ 壁紙・ふすま紙製造業

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------|----------------|
| × 写真感光紙製造業 (169) | 段ボール原紙製造業 (142) | 段ボール箱製造業 (145) |
| 塗工印刷用紙製造業 (142) | 化粧ばり板製造業 (プラスチック製のもの) (181) | |
| ソリッドファイバー (箱, 管, 筒) 製造業 (149) | ティッシュペーパー用紙製造業 (142) | |
| バルカナイズドファイバー (箱, 管, 筒) 製造業 (149) | | |

144 紙製品製造業

主として帳簿, ノート, 便せん (箋), 包装紙など紙製品を製造する事業所をいう。

○ 事務用・学用紙製品製造業 帳簿類 事務用書式類 封筒・事務用紙袋 事務用せん (箋) 手帳 表紙類 (ブックバインディングクロスを除く) 計算機用紙製品 事務用角底紙袋 伝票 ルーズリーフ用紙 ノート	学習帳 図画用紙 手工・工作用紙 原稿用紙 方眼紙 紙ばさみ (挟)	日記帳 卓上日記
	○ 日用紙製品製造業 便せん (箋)	○ その他の紙製品製造業 正札
	写真用紙製品 (アルバム, コーナー, 台紙など)	名刺台紙
	祝儀用紙製品 (祝儀袋, のし袋, 水引など)	私製はがき
		包装紙
		カード
		荷札
		シール
		レッテル
× 角底紙袋製造業 (145) 小形紙袋製造業 (重包装・角底紙袋を除く) (149) ブックバインディングクロス製造業 (143)		折紙製造業 (32A) シール印刷業 (151)

145 紙製容器製造業

主としてセメント袋, 米麦用袋など重袋用クラフト紙を主資材とする多層の重包装紙袋製品を製造する事業所, ショッピングバッグ, 手提紙袋などの角底紙袋製品を製造する事業所及び段ボール箱, 紙器製品を製造する事業所をいう。

ただし, 事務用角底紙袋を製造する事業所は「144 紙製品製造業」に分類される。

○ 重包装紙袋製造業 セメント袋 小麦粉袋 石灰袋 肥料袋	砂糖袋 米麦用袋 石炭袋	○ 角底紙袋製造業 ショッピングバッグ 手提紙袋
		○ 段ボール箱製造業

○ 紙器製造業	簡易箱 紙製コップ・皿 紙製折箱	書籍用紙製外箱
× 事務用角底紙袋製造業 (144) 封筒製造業 (144)	段ボール製造業 (143) マッチ箱製造業 (328)	

149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

主として購入したパルプ、紙、板紙から他に分類されない製品を製造する事業所をいう。

○ その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	紙製ストロー 抄織紙糸 紙管 巻取紙断裁加工業 小形紙袋（重包装・角底紙袋を除く） ガムテープ（ベースが紙のもの） 紙おむつ 紙製生理用品 衛生用紙綿	ソリッドファイバー（箱、管、筒） バルカナイズドファイバー（箱、管、筒） ソリッドファイバードラム バルカナイズドファイバー製ボビン・糸巻 絶縁用バルカナイズドファイバー製品 衛生用綿状パルプ
× 事務用紙袋製造業 (144) 角底紙袋製造業 (145) 重包装紙袋製造業 (145) 纖維製衛生材料製造業 (119) ティッシュペーパー用紙製造業 (142) ガムテープ製造業（ベースが布のもの）(115) ジャカードカード（紋紙）製造業 (115) ソリッドファイバー製造業 (143) バルカナイズドファイバー製トランク製造業 (206) バルカナイズドファイバー製造業 (143)	模様形製造業 (115) 抄織紙糸織物業 (112) 纖維板製造業 (122) トイレットペーパー用紙製造業 (142)	

中分類 15—印刷・同関連業

総 説

この中分類には、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。

150 管理、補助的経済活動を行う事業所（15 印刷・同関連業）

主として印刷・同関連業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は印刷・同関連業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	

151 印 刷 業

主として各種の印刷を行う事業所をいう。

○ 印刷業	おう版印刷業	プラスチックフィルム印
オフセット印刷業	スクリーン印刷業	刷業
とつ版印刷業	金属印刷業	布地印刷業

152 製 版 業

主としてオフセット版、とつ版、グラビア版、スクリーン版などの印刷原版又は刷版を製造する事業所をいう。

○ 製版業	写真植字業（電算植字、手	デジタル製版業（C T P
写真製版業	動植字を含む）	方式）

刷版焼付業	鉛版製造業	木版彫刻業
グラビア製版業	活字製造業	印刷用プラスチック版製
スクリーン製版業	紙型鉛版製造業	造業
フレキソ製版業	銅版彫刻業	フォトマスク製造業
版下作成業		

× プリント配線板製造業（配線済みのもの）（284）

153 製本業、印刷物加工業

主として製本、印刷物の光沢加工、裁断、はく（箔）押しなどの加工を行う事業所をいう。
ただし、印刷と同時に製本を行う事業所は「151 印刷業」に分類される。

○ 製本業	○ 印刷物加工業	印刷物折り加工業 印刷物はく（箔）押し業 印刷物ミシン加工業
×	印刷製本業（151）	はく（箔）押し業（印刷物以外に行うもの）（929）

159 印刷関連サービス業

主として校正刷り、刷版研磨などの印刷・同関連業にかかわる補助業務を行う事業所をいう。

○ 印刷関連サービス業 校正刷業	刷版研磨業 印刷物結束業	印刷校正業
---------------------	-----------------	-------

中分類 16－化学工業

総 説

この中分類には、化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、又は最終処理を行う事業所のうち他の中分類に特掲されないものが分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 鉄の製錬及び合金の製造を行う事業所は「22 鉄鋼業」に分類される。
- (2) 非鉄金属の製錬及び合金、核燃料の製造を行う事業所は「23 非鉄金属製造業」に分類される。
- (3) 石油精製又はコークスの製造を行う事業所は「17 石油製品・石炭製品製造業」に分類される。
- (4) 調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所は「09 食料品製造業」に分類される。
- (5) アルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「10 飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。
- (6) ガラスの製造、石灰石、ドロマイドのほう焼を行う事業所は「21 窯業・土石製品製造業」に分類される。
- (7) ゴム製品を製造する事業所は「19 ゴム製品製造業」に分類される。
- (8) 購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

160 管理、補助的経済活動を行う事業所（16 化学工業）

主として化学工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は化学工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫 自家用油槽所 自家用資材置場
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	

161 化学肥料製造業

主として窒素質・りん酸質肥料、複合肥料を製造する事業所及びけい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料など他に分類されない化学肥料を製造する事業所をいう。

ただし、肥料成分が動植物質のみに由来する肥料を製造する事業所は「106 飼料・有機質肥料製造業」に分類される。

○ 窒素質・りん酸質肥料製造業 アンモニア アンモニア誘導品 硫酸アンモニウム（硫安） 尿素 硝酸アンモニウム（硝安） 硝酸 硝酸ナトリウム（硝酸ソーダ） 塩化アンモニウム（塩安）	亜硝酸ナトリウム（亜硝酸ソーダ）	○ 複合肥料製造業 化成肥料 配合肥料 ○ その他の化学肥料製造業 けい酸質肥料 苦土質肥料 マンガン質肥料 ほう素質肥料
	石灰窒素	
	過りん酸石灰	
	溶成りん肥	
	焼成りん肥	
	重焼成りん肥	
	りん酸肥料	
× りん酸製造業（162）		有機質肥料製造業（106）
カルシウムカーバイド製造業（162）		
塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）（162）		

162 無機化学工業製品製造業

主としてか性ソーダ、ソーダ灰などを製造する事業所、塗料、印刷インキなどの顔料として使われる無機顔料を製造する事業所、圧縮ガス、液化ガスを製造する事業所、塩を製造する事業所及び硫酸、ほう酸など他に分類されない無機化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 診断用試薬を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 診断用以外の試薬、無機殺虫剤を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (3) アンモニア、硝酸、硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウムを製造する事業所は「161 化学肥料製造業」に分類される。
- (4) アルミニウム製錬用のアルミナを製造する事業所は「231 非鉄金属第1次製錬・精製業」に分類される。
- (5) 販売業務に附随して圧縮ガス、液化ガスの充てんを行う事業所は「532 化学製品卸売業」に、他事業所のために圧縮ガス、液化ガスの充てんのみを行う事業所は「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○ ソーダ工業 ソーダ灰製造業 か性ソーダ製造業 液体塩素製造業	塩酸製造業	重炭酸ナトリウム（重炭酸ソーダ）製造業 塩化アンモニウム製造業 (ソーダ灰と併産するもの)
	塩酸ガス製造業	
	さらし粉製造業	

塩素製造業	アルゴン	二硫化炭素
塩素酸ナトリウム製造業	液体炭酸ガス	活性炭
過塩素酸ナトリウム製造業	窒素ガス	よう素
亜塩素酸ナトリウム製造業	溶解アセチレン	触媒
過酸化ナトリウム製造業		シアノ化ナトリウム
金属ナトリウム製造業	○ 塩製造業	シアノ化水素
さらし液製造業	製塩業	フェロシアノ化ナトリウム
	食卓塩	硫酸塩
○ 無機顔料製造業	精製塩	ナトリウム塩(他に分類されないもの)
白顔料(酸化チタン, 亜鉛華, リトポンなど)	かん水(濃縮塩水)	プラスチック安定剤(有機系並びに有機系及び無機系混成のものを除く)
黒顔料(カーボンブラック, 鉄黒など)	にがり	カーバイド(カルシウムカーバイド)
有彩顔料(べんがら, 黄鉛, 紺青, 群青, 鉛丹, 亜酸化銅, 銀朱など)	○ その他の無機化学工業製品製造業	人造黒鉛
窯業顔料	クロム塩	りん
鉛顔料	バリウム塩	りん化合物
体質顔料(炭酸カルシウム, 沈降性硫酸バリウム, バライト粉など)	ひ酸塩(殺虫剤を除く)	りん酸
○ 圧縮ガス・液化ガス製造業	臭素	無機酸(硫酸, ほう酸, 無水クロム酸, ふつ化水素酸, クロルスルfonyl酸など)
圧縮酸素	臭化物	過酸化水素
液体酸素	金属カリウム	けい酸ナトリウム
圧縮水素	カリウム塩	トリポリりん酸ナトリウム
ドライアイス	金属カルシウム	
ネオングas	カルシウム塩	
	マグネシウム塩	
	海水マグネシア	
	無機塩類	
	硝酸銀	
	明ばん	

× 石灰窒素製造業(161)	フロン製造業(163)
黒鉛製品製造業(216)	アンモニア製造業(161)
絵具製造業(326)	塩化メチル製造業(163)
酸化エチレン製造業(163)	エチレン製造業(163)
硫酸アンモニウム製造業(161)	医薬品製造業(165)
硝酸アンモニウム製造業(161)	有機顔料製造業(163)
診断用試薬製造業(165)	臭化メチル製造業(163)
試薬製造業(診断用を除く)(169)	ブタジエン製造業(163)
塩化ビニル(モノマー)製造業(163)	シリコンカーバイド製造業(217)
プラスチック安定剤製造業(有機系)(163)	
プラスチック安定剤製造業(無機系及び有機系混成のもの)(169)	
天然ガス又は石油ガスを圧縮又は液化したものを製造する事業所(053, 171)	

主として石油化学系基礎製品、脂肪族系中間物を製造する事業所、発酵法によりエチルアルコール、くえん酸などを製造する事業所、環式中間物、合成染料、有機顔料を製造する事業所、プラスチック、合成ゴムを製造する事業所及びメタノール、有機酸、可塑剤など他に分類されない有機化学工業製品を製造する事業所をいう。

上記の有機化学工業製品からの誘導品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医薬品及び診断用試薬を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (2) 合成繊維を製造する事業所は「111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」に分類される。
- (3) グリセリン、石けん、その他の油脂製品及び塗料、印刷インキを製造する事業所は「164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」に分類される。
- (4) 化粧品、歯磨きを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
- (5) 農薬、香料、木材乾留製品、しょう脳、写真フィルム、大豆グルーなどの接着剤、診断用以外の試薬、天然樹脂及び木材を原料とする化学薬品を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (6) 発酵法により食料品を製造する事業所は「09 食料品製造業」に分類される。
- (7) 発酵法により飲用アルコールを製造する事業所は「102 酒類製造業」に、茶を製造する事業所は「103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）」に分類される。
- (8) 合成皮革を製造する事業所は「182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」に分類される。
- (9) セロファンを製造する事業所は「149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」に分類される。
- (10) プラスチック製の管、板、フィルム、食器などの製品を製造する事業所は製品の種類により「18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又はその他のの中分類に分類される。
- (11) 合成ゴム製品及び天然ゴム製品を製造する事業所は「19 ゴム製品製造業」に分類される。

○ 石油化学系基礎製品製造業 (一貫して生産される 誘導品を含む)	ノルマルパラフィン	塩化ビニリデン(モノマー) 酸化プロピレン 塩化アリル プロピレンクロルヒドリン 合成グリセリン ドデシルベンゼン ノネン ドデセン 合成エチルアルコール ブタノール アセトン 酸化エチレン
エチレン プロピレン ブタン ブチレン 分解ガソリン ベンゼン(ベンゾール) トルエン(トルオール) キシレン(キシロール) アセチレン	○ 脂肪族系中間物製造業(脂 肪族系溶剤を含む) アセトアルデヒド 酢酸 酢酸エチル トリクロルエチレン テトラクロルエチレン(パ ークロルエチレン) 酢酸ビニル 塩化ビニル(モノマー)	

エチレングリコール ブタジエン	無水フタル酸	フルオロカーボン 塩化メチル 塩化メチレン 臭化メチル クロロホルム クレオソート油 石炭化学系ナフタリン コールタール分留物 アントラセン コールタールを原料とするベンゼン(ベンゾール), トルエン(トルオール), キシレン(キシロール)など ピッヂ タール酸類(分留石炭酸, クレゾール類など) 精製コールタール 有機酸(こはく酸, 酒石酸など) 有機酸塩 可塑剤 サッカリ シクロヘキシルスルファミン酸ナトリウム ゴム加硫促進剤 ゴム老化防止剤 ガソリン添加物 潤滑油添加剤 合成なめし剤 合成タンニン 天然物を原料とする高級アルコール(オクチルアルコール, ラウリルアルコールなど) 繊維素グリコール酸ナトリウム プラスチック安定剤(無機系並びに無機系及び有機系混成のものを除く)
○ 発酵工業 エチルアルコール製造業 くえん酸製造業 乳酸製造業 工業用アルコール製造業	○ プラスチック製造業 (粉末, 粒状, 液体) ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 塩化ビニル樹脂 ポリビニルアルコール ポリブタジエン(樹脂) ポリエチレンテレフタレート ポリイソブチレン(樹脂) けい素樹脂(シリコーン) ユリア樹脂 メラミン樹脂 フェノール樹脂 たん白可塑物 ホルマリン系プラスチック ふつ素樹脂 硝化綿 塩化ビニリデン樹脂	
○ 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 テレフタル酸(T.P.A) ジメチルテレフタレート (D.M.T) スチレン(モノマー) メタキシレンジアミン トルイレンジイソシアネート(T.D.I) ジフェニルメタンジイソシアネート(M.D.I) シクロヘキサン シクロヘキサン カプロラクタム 合成石炭酸 合成染料(食用染料を含む) 染料・医薬中間物 農薬中間物 有機顔料 ベンゼン系又はナフタリ ン系誘導品(ニトロベン ゼン, クロルベンゼン, トルイジン, サルチル 酸, 塩化ベンジル, ナフ トール, ジメチルアニリ ン安息香酸など) 多環式中間物(アントラセ ン, フェナントレン誘導 品など) 複素環式中間物(合成ピリ ジン, 合成キノリン, チ オフェン, フルフラール 及びこれらの誘導品)	○ 合成ゴム製造業 合成ラテックス ブタジエンラバー(B.R) イソプレンラバー(I.R) スチレン-ブタジエンラバー (S.B.R) クロロプレンラバー (C.R) イソプレン-イソブチレン ラバー(I.I.R) アクリロニトリル-ブタジ エンラバー(N.B.R) エチレン-プロピレンラバー (E.P.D.M) シリコンゴム	
	○ その他の有機化学工業製 品製造業 メタノール ホルマリン	

- | | | |
|-------------------------------|--------------|-------------------|
| × 溶解アセチレン製造業 (162) | 化粧品製造業 (166) | 尿素製造業 (161) |
| アンモニア製造業 (161) | 石けん製造業 (164) | 合成洗剤製造業 (164) |
| コークス製造業 (173) | 石油精製業 (171) | 無機顔料製造業 (162) |
| 天然染料製造業 (169) | 医薬品製造業 (165) | 農薬製造業 (169) |
| ゴム製品製造業 (19) | 混成酒製造業 (102) | 焼酎製造業 (102) |
| 清酒製造業 (102) | 香料製造業 (169) | 木材化学製品製造業 (169) |
| 飲料用アルコール製造業 (102) | | カーボンブラック製造業 (162) |
| グルタミン酸ナトリウム製造業 (094) | | 絵具製造業 (326) |
| プラスチック安定剤製造業 (無機系) (162) | | セロファン製造業 (149) |
| プラスチック安定剤製造業 (無機系及び有機系混成のもの) | (169) | |
| 写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業 (182) | | |

164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業

主として動植物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所及び石けん、合成洗剤、界面活性剤、塗料（ペイント、ワニス、エナメル、ラッカー、漆など）、印刷インキ、洗浄剤、磨用剤、ろうそくなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 無機顔料を製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。
- (2) 有機顔料を製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (3) シャンプー、ひげそりクリームを製造する事業所は「166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」に分類される。
- (4) 切削油、潤滑油及びグリースを製造する事業所は「172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」に分類される。
- (5) 油絵具及び水彩絵具を製造する事業所は「326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」に分類される。
- (6) 筆記用及びスタンプ用インキを製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。

○ 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 硬化油（工業用、食用）	○ 界面活性剤製造業 繊維用油剤 硫酸化油（ロート油）	漆 合成樹脂塗料 ボイル油 ラッカー
○ 石けん・合成洗剤製造業 浴用石けん 洗濯石けん 工業用石けん カリ石けん 家庭用合成洗剤 工業用合成洗剤	○ 塗料製造業 エナメル ワニス ペイント 油性塗料 水系塗料 船底塗料	電気絶縁塗料 シンナー類 パテ ○ 印刷インキ製造業 新聞インキ

○ 洗浄剤・磨用剤製造業 クレンザー つや出し剤 磨粉	金属磨用剤 革つや出し 靴クリーム 塗装ワックス	○ ろうそく製造業
× 動植物油脂製造業 (098) 食用精製油脂製造業 (098) ショートニング製造業 (098) 合成グリセリン製造業 (163)	シャンプー製造業 (166) マーガリン製造業 (098) 油絵具製造業 (326)	ひげそりクリーム製造業 (166) 筆記用インキ製造業 (169) スタンプ用インキ製造業 (169)

165 医薬品製造業

主として医薬品の原末、原液を製造する事業所、医薬品、医薬部外品の製剤を製造する事業所、ワクチン、血清、毒素、抗毒素、血液製剤など生物学的製剤を製造する事業所、生薬、漢方製剤を製造する事業所及び動物用の医薬品、医薬部外品を製造する事業所をいう。

○ 医薬品原薬製造業 医薬品原末 医薬品原液	殺菌・消毒剤(農薬を除く) 診断用試薬 医療用植物油脂 医療用動物油脂 薬用酵母剤	抗毒素 血液センター(血液製剤 を製造するもの)
○ 医薬品製剤製造業 医薬品小分け業 内服薬 注射剤 外用薬 殺虫・殺そ(鼠)剤(農薬 を除く) 蚊取り線香	○ 生物学的製剤製造業 ワクチン 血清 血液製剤 毒素	○ 生薬・漢方製剤製造業 生薬小分け業
		○ 動物用医薬品製造業 繁殖用薬 飼料添加剤(成長促進剤 など)
× 農薬製造業 (169) はえ取り紙製造業 (32D) 試薬製造業(診断用を除く) (169) 殺虫剤製造業(農薬に限る) (169)	オブラーート製造業 (099) 薬用酒製造業 (102)	献血ルーム (83D) 食料品用酵母剤製造業 (099)

166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業

主として口紅、ファンデーションなどの仕上用化粧品、クリーム、化粧水、乳液、洗顔クリームなどの皮膚用化粧品を製造する事業所、シャンプー、整髪料、養毛料などの頭髪用化粧品を製造する事業所及び日焼け止め・日焼け用化粧品、ひげそりクリームなど他に分類されない化粧品、歯磨、その他の化粧用調整品を製造する事業所をいう。

また、香水、オーデコロンを製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 仕上用・皮膚用化粧品製造業 (香水, オーデコロンを含む) 口紅 ファンデーション クリーム 化粧水 乳液 洗顔クリーム	○ 頭髪用化粧品製造業 頭髪料 整髪料 染毛料 シャンプー 養毛料	○ その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業 日焼け止め化粧品 日焼け用化粧品 脱毛料 歯磨 ひげそりクリーム ひげそり用化粧品
---	--	--

× 石けん製造業 (164)

169 その他の化学工業

主として火薬類, 農薬, 香料, ゼラチン, 接着剤, 写真感光材料, 天然樹脂製品, 木材化学製品, 試薬(診断用を除く)を製造する事業所及び浄水剤, 防臭剤など他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 武器用の信管, 火管及び雷管を製造する事業所は「276 武器製造業」に分類される。
- (2) 農薬以外の殺虫・殺そ(鼠)剤を製造する事業所は「165 医薬品製造業」に分類される。
- (3) ゼラチンを原料として菓子を製造する事業所は「097 パン・菓子製造業」に分類される。
- (4) 寒天を製造する事業所は「092 水産食料品製造業」に分類される。
- (5) 接着剤原料用プラスチック及び合成染料を製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。
- (6) ゴム系接着剤を製造する事業所は「193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」に分類される。
- (7) 医療用接着剤を製造する事業所は「274 医療用機械器具・医療用品製造業」に分類される。
- (8) 木炭を製造する事業所(乾留製品の製造を主な目的としないもの)及び天然樹脂を採取する事業所は「A 農業, 林業」に分類される。

○ 火薬類製造業 黒色火薬 産業用無煙火薬 武器用無煙火薬 硝安爆薬 ダイナマイト カーリット 導火線 導爆線 工業雷管	電気雷管 信号雷管 獵用火工品 銃用雷管 獵銃用実包・空包 建設用空包 捕鯨用信管・火管・雷管 トリニトロ化合物(火薬類に限る) 硝酸エステル(火薬類に限る)	硝安油剤爆薬 産業用信管・火管・雷管
○ 農薬製造業 殺虫剤(農薬に限る) 殺菌剤(農薬に限る) ニコチン製剤 ひ酸カルシウム・同製剤 除草剤 植物成長調整剤		

○ 香料製造業	写真用化学薬品(メトール, ハイドロキノン, 調合剤などを包装したもの)	ダンマルガム精製業
天然香料		コーパルガム精製業
くろもじ油		セラック
みかん油		うこん染料
苦へん桃油		ロジン
バルサム精製業		○ 試薬製造業
薄荷油精製業		(診断用試薬を除く)
合成香料		○ 他に分類されない化学工
調合香料		業製品製造業
○ ゼラチン・接着剤製造業		デキストリン
にかわ		浄水剤
大豆グルー	木タール(木材乾留によるもの)	イオン交換樹脂
ミルクカゼイングルー	木酢酸(木材乾留によるもの)	防臭剤
合成樹脂系接着剤	漆液精製業	筆記用インキ
プラスチック系接着剤	木ろう(蠍)	スタンプ用インキ
○ 写真感光材料製造業	テレピン油	プラスチック安定剤(無機系及び有機系混成のもの)
写真フィルム	なめし剤(天然のもの)	めつき薬品
X線フィルム	タンニン抽出業(天然のもの)	防水剤
印画紙	タンニンエキス	骨炭
乾板	天然染料	浴用剤
青写真感光紙	あい(藍)染料	
複写感光紙	あかね(茜)染料	
製版用感光性樹脂	しょう脳	
感光紙用化学薬品	しょう脳油	
×	寒天製造業(092) 墨製造業(326) 墨汁製造業(326) 合成染料製造業(163) 医薬品製造業(165) 線香製造業(32D) 武器用信管製造業(276) 武器用信管・火管・雷管装てん組立業(276) 殺虫・殺そ(鼠)剤製造業(農薬を除く)(165) 殺菌・消毒剤製造業(農薬を除く)(165) プラスチック安定剤製造業(有機系)(163) プラスチック安定剤製造業(無機系)(162) 写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業(182)	印刷インキ製造業(164) 樹脂採取業(023) 合成なめし剤製造業(163) 診断用試薬製造業(165) 蚊取り線香製造業(165) 香水製造業(166) 木炭製造業(023) 活性炭製造業(162) ふのり製造業(092) 事務用のり製造業(326) ゴム系接着剤製造業(193) 医療用接着剤製造業(274) カゼイン製造業(091)

中分類 17－石油製品・石炭製品製造業

総 説

この中分類には、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭、豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所が分類される。

また、石油コークス、膨潤炭など他に分類されない石油製品、石炭製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「341 ガス業」に分類される。

170 管理、補助的経済活動を行う事業所（17 石油製品・石炭製品製造業）

主として石油製品・石炭製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は石油製品・石炭製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用倉庫
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用油槽所
	自家用修理工場	自家用油送所
	自家用補修所	自家用資材置場

171 石油精製業

主として原油及び留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス（LPG）などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを製造する事業所は「053 原油・天然ガス鉱業」に分類される。
- (2) 販売業務に附随して液化石油ガス（LPG）の充てんを行う事業所は「533 石油・鉱物卸売業」又は「605 燃料小売業」に分類される。
- (3) 他事業所のために液化石油ガス（LPG）の充てんのみを行う事業所は「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。

○ 石油精製業 ガソリン製造業（原油から製造するもの）	パラフィン精製業 液化石油ガス（LPG）製造業 (石油精製によるもの)	潤滑油・グリース製造業 (石油精製によるもの)
<p>×</p> <p>再生燃料油製造業（179）</p> <p>廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）（179）</p> <p>潤滑油製造業（石油精製によらないもの）（172）</p> <p>天然ガス・ガソリン製造業（053）</p>		

172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）

主として購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して、潤滑油、グリースを製造する事業所をいう。

○ 潤滑油・グリース製造業 (石油精製業によらないもの) (購入原料によるもの)	機械油（購入原料によるもの）	工作油剤（切削油剤、塑性加工油剤、熱処理油剤、さび止め油剤）（購入原料によるもの）
<p>×</p> <p>塗料製造業（164）</p> <p>潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）（171）</p>		

173 コークス製造業

主として石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造する事業所をいう。

○ コークス製造業 (成型コークスを含む)	半成コークス	
×	石油コークス製造業（179）	カルサインコークス製造業（179）

174 舗装材料製造業

主としてアスファルト及びタールの舗装用混合物（乳剤、アスファルト混合材、タール混合材など）及び舗装用ブロック（アスファルトブロック、タールブロックなど）を製造する事業所をいう。

○ 舗装材料製造業	舗装用ブロック
舗装用混合物	アスファルトブロック
れき青乳剤	タールブロック
アスファルト乳剤	
アスファルト混合材	
タール混合材	

179 その他の石油製品・石炭製品製造業

主として石油コークス、練炭など他に分類されない石油製品及び石炭製品を製造する事業所をいう。

○ その他の石油製品・石炭 製品製造業	膨潤炭	練炭
石油コークス	微粉炭	豆炭
再生燃料油	ガラ焼業	ピッチ練炭
廃油再生業（潤滑油、グ リース以外のもの）	カルサインコークス	成型炭

中分類 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）

総 説

この中分類には、プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（又は成形器）により成形された押出成形品、射出成形品などの成形製品を製造する事業所及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などの加工を行う事業所並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和（短纖維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等の混和）を行う事業所及び再生プラスチックを製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) プラスチック製家具を製造する事業所は「139 その他の家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) 合成樹脂系接着剤を製造する事業所は「169 その他の化学工業」に分類される。
- (3) プラスチック製履物・同附属品を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (4) プラスチック製かばんを製造する事業所は「206 かばん製造業」に分類される。
- (5) プラスチック製袋物を製造する事業所は「207 袋物製造業」に分類される。
- (6) プラスチック製歯車を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (7) プラスチック製計量器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (8) プラスチック製の楽器、がん具、人形、事務用品、装身具、装飾品、ボタン、畳、モデル・模型、パレット（運搬用）を製造する事業所は「32 その他の製造業」に分類される。

180 管理、補助的経済活動を行う事業所（18 プラスチック製品製造業）

主としてプラスチック製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はプラスチック製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業

主としてプラスチック製の板、棒、管（丸管を含む）、継手、異形押出製品を成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所並びに同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

ただし、発泡・強化プラスチック製の板、棒、管、異形押出製品及び強化プラスチック製の継手を製造する事業所は「184 発泡・強化プラスチック製品製造業」に分類される。

○ プラスチック板・棒製造業	○ プラスチック管製造業	○ プラスチック異形押出製品製造業
プラスチック平板	プラスチック硬質管	プラスチック雨どい・同附属品
プラスチック積層板	プラスチックホース	
プラスチック化粧板	プラスチック積層管	
プラスチック波板	塩化ビニル管	
塩化ビニル板	塩化ビニルホース	
メタクリル樹脂板		
フェノール樹脂積層板		
メラミン化粧板	○ プラスチック継手製造業	○ プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
×	× 強化プラスチック管製造業 (184)	板状発泡製品製造業 (184)
	強化プラスチック継手製造業 (184)	管状発泡製品製造業 (184)
	強化プラスチック板・棒製造業 (184)	棒状発泡製品製造業 (184)
	強化プラスチック製波板製造業 (184)	化粧ばり合板製造業 (122)

182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業

主としてプラスチック製のフィルム、シート、床材、合成皮革を成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所並びに同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

フィルムとは、厚さが 0.2 mm未満で軟質製のもの及び 0.5 mm未満で硬質製のものをいう。

シートとは、厚さが 0.2 mm以上で軟質製のものをいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 合成皮革製の靴を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (2) 合成皮革製のかばんを製造する事業所は「206 かばん製造業」に分類される。
- (3) 合成皮革製の袋物を製造する事業所は「207 袋物製造業」に分類される。

○ プラスチックフィルム製造業	プラスチックインフレーションチューブ	ポリプロピレンフィルム
プラスチック積層フィルム	プラスチック製袋	ポリエステルフィルム
ポリエチレンフィルム	塩化ビニルフィルム	写真フィルム用アセチルセルローズフィルム

○ プラスチックシート製造業 ポリスチレンシート 塩化ビニルシート	塩化ビニルタイル	○ プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
○ プラスチック床材製造業 プラスチックタイル	○ 合成皮革製造業 ナイロンレザー 塩化ビニルレザー	
×		
×	プラスチック板製造業 (181) プラスチック塗装紙製造業 (143) プラスチック含浸加工紙製造業 (143) プラスチック積層加工紙製造業 (143) 合成皮革製袋物製造業 (207) 合成皮革製かばん製造業 (206) プラスチック加工ブックバインディングクロス製造業 (143) 上塗りした織物・防水した織物製造業 (115)	油布製造業 (115) 化粧ぱり合板製造業 (122) セロファン製造業 (149) 絶縁布製造業 (115) 合成皮革製靴製造業 (192) ハンドバッグ製造業 (207)

183 工業用プラスチック製品製造業

主として射出、圧縮などの成形加工により工業用のプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所並びに同成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない。

○ 電気機械器具用プラスチック製品製造業 プラスチック製電話機きょう（筐）体 プラスチック製冷蔵庫内装用品 プラスチック製電気掃除機器体 プラスチック製扇風機羽根 プラスチック製テレビジョン・ラジオきょう（筐）体	プラスチック系光ファイバ素線 ○ 輸送機械器具用プラスチック製品製造業 プラスチック製自動車部品（バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップなど）	○ その他の工業用プラスチック製品製造業 プラスチック製カメラボーデー プラスチック製複写機きょう（筐）体 ○ 工業用プラスチック製品加工業
×	プラスチック製軸受製造業 (259) プラスチック製歯車製造業 (253) プラスチック製差込プラグ製造業 (291) プラスチック製携帯電灯器具製造業 (294)	強化プラスチック製品製造業 (184) 光ファイバケーブル製造業 (234)

- × プラスチック製電子回路板製造業 (284)
- プラスチック製抵抗器・コンデンサ製造業（電力用を除く）(282)
- プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）(263)

184 発泡・強化プラスチック製品製造業

主として各種プラスチックを発泡成形加工して、発泡製品を製造する事業所、ガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて圧縮・積層などの成形加工により強化プラスチック製板・棒・管・継手、容器、浴槽などの強化プラスチック製品を製造する事業所及びこれらの製品の加工品を一貫して製造する事業所並びにこれらの成形品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。

ただし、建築現場等で断熱材の充てんとして行う現場発泡は「07 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08 設備工事業」に分類される。

○ 軟質プラスチック発泡製品 製造業(半硬質性を含む) 軟質ポリウレタンフォーム ポリエチレンフォーム (軟質) 軟質塩化ビニルフォーム	棒状発泡製品 管状発泡製品 発泡スチロール製梱包材 発泡スチロール製魚箱	強化プラスチック製がい子 強化プラスチック製橋脚 強化プラスチック製コントナ	○ 発泡・強化プラスチック 製品加工業 軟質プラスチック発泡製品 加工業(半硬質性を含む)
○ 硬質プラスチック発泡製品 製造業 硬質ポリウレタンフォーム ポリスチレンフォーム 硬質塩化ビニルフォーム ポリスチレンペーパー 板状発泡製品	○ 強化プラスチック製板・ 棒・管・継手製造業 強化プラスチック製波板	強化プラスチック製容器 ・浴槽等製造業 強化プラスチック製浄化槽 強化プラスチック製保安 帽帽体	強化プラスチック製板・ 棒・管・継手加工業 強化プラスチック製容器 加工業
× 強化プラスチック製舟艇製造業 (313) 強化プラスチック製家具製造業 (139) 強化プラスチック製釣ざお製造業 (32B) 強化プラスチック製自動車車体製造業 (311) 強化プラスチック製スキー用具製造業 (32B) ポリウレタンフォーム製マットレス製造業 (131) ポリウレタンフォーム製寝具製造業 (119)		プラスチック製ゴルフクラブ製造業 (32B) ガラス繊維・同製品製造業 (211)	

185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）

主としてプラスチック又は回収プラスチックに充てん剤、安定剤、可塑剤、着色剤などの配合、混和を行って成形材料を製造する事業所及び押出し、圧縮などの成形加工により、廃プラスチックを原料とするプラスチック製品を製造する事業所をいう。

○ プラスチック成形材料製造業 プラスチック配合成形材料	再生プラスチック 塩化ビニルコンパウンド	○ 廃プラスチック製品製造業 廃プラスチック製品（くい、柵、魚礁など）
×	プラスチック製造業（163） プラスチック系接着剤製造業（169） 発泡・強化プラスチック製品製造業（184） プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業（181） プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業（182）	プラスチック再生資源卸売業（536） 工業用プラスチック製品製造業（183）

189 その他のプラスチック製品製造業

主として射出、圧縮、中空、押出しなどの成形加工によりプラスチック製日用雑貨・食卓用品・容器・人工芝などを製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。

また、各種プラスチック材料に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い他に分類されない加工製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業 プラスチック製台所用品（まな板、ボウル、コーン、しゃもし、洗い桶など） プラスチック製食卓用品（食器、盆、調味料入れなど） プラスチック漆器下地 プラスチック製浴室用品（洗面器、石けん箱、腰掛けなど） プラスチック製バケツ	○ プラスチック製容器製造業 プラスチック製ボトル プラスチック製コンテナ プラスチック製ごみ容器 プラスチック製工業用薬品缶 プラスチック製洗剤・シャンプー用容器 プラスチック製灯油缶	プラスチック製絶縁材料 人工芝（合成樹脂製のもの） ビニル製外衣（一貫作業によるもの） プラスチック製つり（吊）革 プラスチック製時計ガラス
×	○ 他に分類されないプラスチック製品製造業 プラスチック結束テープ 塩化ビニル止水板	○ 他に分類されないプラスチック製品加工業
×	プラスチック製家具・装備品製造業（139） プラスチック製傘・同部分品製造業（328）	プラスチック製ブラシ製造業（328） プラスチック製うちわ製造業（328）

- × プラスチック製魔法瓶製造業 (328)
- プラスチック製模造真珠製造業 (219)
- プラスチック製楽器製造業 (324)
- プラスチック製がん具製造業 (32A)
- プラスチック製モデル・模型製造業 (32D)
- プラスチック製畳表製造業 (328)
- 強化プラスチック製容器製造業 (184)
- 強化プラスチック製コンテナ製造業 (184)
- 合成樹脂塗料製造業 (164)
- 合成繊維製造業 (111)
- プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 (322)
- プラスチック製ペン・ペンシル等事務用品製造業 (326)
- プラスチック製靴型製造業 (129)
- プラスチック製履物・同附属品製造業 (192)
- プラスチック製眼鏡・眼鏡枠製造業 (32D)
- プラスチック製運動用具製造業 (32B)
- プラスチック製看板・標識機製造業 (32D)
- 印刷用プラスチック版製造業 (152)
- ポリスチレンフォーム製造業 (184)
- 漆器製造業 (327)

中分類 19—ゴム製品製造業

総 説

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品を製造する事業所が分類される。

なお、プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 糸ゴム入りの繊維製品を製造する事業所、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「11 繊維工業」に分類される。
- (2) 合成ゴムを製造する事業所は「163 有機化学工業製品製造業」に分類される。

190 管理、補助的経済活動を行う事業所（19 ゴム製品製造業）

主としてゴム製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はゴム製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	自家用倉庫

191 タイヤ・チューブ製造業

主として自動車、二輪自動車、航空機、自転車などのタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）を製造する事業所をいう。

なお、タイヤ、チューブの製造とともに、フラップ、リムバンドを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 更生タイヤを製造する事業所は「199 その他のゴム製品製造業」に分類される。
- (2) タイヤ、チューブを製造せずフラップ、リムバンドを製造する事業所は「193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」に分類される。

○ 自動車タイヤ・チューブ製造業 二輪自動車タイヤ	航空機用タイヤ 産業車両用タイヤ 建設車両用タイヤ 農耕車両用タイヤ	○ その他のタイヤ・チューブ 製造業 自転車タイヤ・チューブ 一輪車タイヤ・チューブ
× 更生タイヤ製造業 (199)		フランプ・リムバンド製造業 (193)

192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業

主として地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、総ゴム草履、総ゴムサンダル及びゴム製の履物用部分品・附属品を製造する事業所並びにプラスチック（合成皮革を含む）を甲とし、底にゴム又はプラスチックを使用した履物及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、甲又は底になめし革を使用した履物を製造する事業所は「204 革製履物製造業」に分類される。

○ ゴム製履物・同附属品製造業 ゴム底布靴 ゴム靴 ゴム製靴底 ゴム草履・サンダル	地下足袋	合成皮革製靴 プラスチック製サンダル プラスチック製草履 プラスチック製スリッパ ケミカルシューズ
	○ プラスチック製履物・同附属品製造業	プラスチック製靴
×	布製甲被製造業 (118) 靴中敷物製造業 (革製) (203) 靴中敷物製造業 (革製を除く) (32D)	革製履物製造業 (204) 革製サンダル製造業 (204) 木製サンダル製造業 (129)

193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業

主としてコンベヤベルト，平ベルト，Vベルト，編上げホース，布巻きホースなどを製造する事業所，車両，船舶，航空機用のゴム製部分品・附属品及び一般工業用のゴム製品を製造する事業所をいう。

ただし、タイヤ、チューブの製造とともに、フラップ、リムバンドを製造する事業所は「191 タイヤ・チューブ製造業」に分類される。

○ ゴムベルト製造業 平ベルト、Vベルト コンベヤベルト	○ 工業用ゴム製品製造業 工業用エボナイト製品 工業用ゴムロール 工業用ゴム管・板 工業用スポンジゴム製品 フラップ・リムバンド 防振ゴム	ゴム系接着剤 ゴムライニング加工業 ゴム製パッキン・シール ゴム製テープ 防げん(舷)材 自動車用ゴム製部品・附属品
○ ゴムホース製造業 編上げホース 布巻きホース		
× ビニルホース製造業 (181)		

199 その他のゴム製品製造業

主としてゴム引布を製造する事業所、ゴム引布製造から一貫して防水外衣、潜水服、空気入り製品などのゴム引布製品を製造する事業所、医療・衛生用ゴム製品、ゴム練生地、更生タイヤ、再生ゴムを製造する事業所及びフォームラバー、糸ゴムなど他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は「11 繊維工業」に分類される。
- (2) 自動車タイヤの修理を行う事業所は「891 自動車整備業」に分類される。
- (3) 古タイヤ、くずゴムなどを集めて販売することを目的とし、再生ゴムの製造を行わない事業所は「536 再生資源卸売業」に分類される。

○ ゴム引布・同製品製造業 ゴム引布製品（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの） 防水外衣 潜水服	○ ゴム練生地製造業 (更生タイヤ、履物、工業用品などに用いるもの) ○ 更生タイヤ製造業 ○ 再生ゴム製造業 ○ 他に分類されないゴム製品製造業 フォームラバー 糸ゴム ゴムバンド ゴム手袋	ゴムタイル ゴム板（工業用を除く） ゴム製漁業用浮子 ゴム製気球 理化学用ゴム製品 {へら、栓（キャップ）、耐酸容器など} スポンジゴム製品（工業用を除く） ゴム製マット類 ゴム製戸止め 消しゴム ゴム製印材 ゴム製吸着盤
× 合成ゴム製造業（163） 古ゴム集荷業（536） ゴム製がん具製造業（32A） ゴム製運動用具製造業（32B） ゴム引布製袋物製造業（207） ゴム引布製かばん製造業（206） ゴム引布製衣服・縫製品製造業（他から受け入れたゴム引布によるもの）（11）	ハンドバッグ製造業（207） 工業用ゴム板製造業（193） 工業用スポンジゴム製品製造業（193） 自動車タイヤ修理業（891） フォームラバー製寝具製造業（119）	

中分類 20ーなめし革・同製品・毛皮製造業

総 説

この中分類には、なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は「118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。
- (2) がん具を製造する事業所は「32A がん具製造業」に分類される。
- (3) 運動用具を製造する事業所は「32B 運動用具製造業」に分類される。

200 管理、補助的経済活動を行う事業所（20 なめし革・同製品・毛皮製造業）

主としてなめし革・同製品・毛皮製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はなめし革・同製品・毛皮製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	自家用倉庫

201 なめし革製造業

主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。

仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。

○ なめし革製造業 皮なめし業 タンニンなめし革	クロムなめし革 水産革 は虫類革	皮さらし業 染革業 革塗装業
--------------------------------	------------------------	----------------------

× 毛皮製造業（208）

202 工業用革製品製造業（手袋を除く）

主としてベルト、パッキンなど工業用革製品を製造する事業所をいう。

ただし、工業用革手袋を製造する事業所は「205 革製手袋製造業」に分類される。

○ 工業用革製品製造業（手袋を除く）	紡績用エプロンバンド	なめし革製チューブホース
	工業用革ベルト	革製オイルシール
	ローハイドビニオン	工業用ピッカー
	自転車用サドル革	
× 革手袋製造業（205）		

203 革製履物用材料・同附属品製造業

主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及び靴革ひも、その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。

○ 革製履物用材料・同附属品 製造業	革製靴底	革製靴中敷物
	靴革ひも（完成したもの）	革製鼻緒
	革製履物材料	革製甲・かかと
× 靴中敷物製造業（革製を除く）（32D）		
靴しん（芯）製造業（材料のいかんを問わない）（129）		

204 革製履物製造業

主として全部又は一部（甲又は底）がなめし革製の長靴、短靴、サンダル、スリッパ、草履などの履物を製造する事業所をいう。

○ 革製履物製造業	革製スリッパ	革製作業靴
	革製草履	革製長靴
	革製運動靴	
× 足袋製造業（118）		
合成皮革製靴製造業（192）		地下足袋製造業（192）
革製靴中敷物製造業（203）		ゴム製履物製造業（192）
		プラスチック製履物製造業（192）

205 革製手袋製造業

○ 革製手袋製造業 合成皮革製手袋	工業用革手袋	スポーツ用革手袋
× ゴム製手袋製造業 (199)	軍手製造業 (118)	ニット製手袋製造業 (118)

206 かばん製造業

○ かばん製造業 革製かばん 繊維製かばん 金属製トランク スーツケース ランドセル プラスチック製かばん	バルカナイズドファイ バー製トランク ゴム引布製かばん リュックサック スポーツ用バッグ ボストンバッグ 合成皮革製かばん	手提かばん かかえかばん 学生かばん 楽器用ケース 光学器具用ケース 携帯ラジオ用ケース 化粧用ケース
---	---	---

207 袋物製造業

○ 袋物製造業 革製袋物 プラスチック製袋物 繊維製袋物 紙製袋物 ストロー製袋物 金属製袋物 ビーズ製袋物 人造真珠製袋物 携帶用袋物	ゴム引布製袋物 財布 たばこ入れ 合成皮革製袋物 眼鏡入れ くし入れ がまぐち 名刺入れ 買物袋（角底紙袋のもの を除く）	定期入れ ポーチ
× かばん製造業 (206)	角底紙袋製造業 (145)	○ ハンドバッグ製造業 革製ハンドバッグ プラスチック製ハンドバッグ 繊維製ハンドバッグ セカンドバッグ 合成皮革製ハンドバッグ

208 毛皮製造業

主として毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどを行う事業所をいう。

○ 毛皮製造業	毛皮縫製業	毛皮染色・仕上業
× 毛皮製衣服・身の回り品製造業 (118)		

209 その他のなめし革製品製造業

主としてつり革、服装用革ベルト、馬具など他に分類されないなめし革製品を製造する事業所をいう。

ただし、なめし革製の衣服あるいはなめし革裏地の衣服を製造する事業所は「118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。

○ その他のなめし革製品製造業	帽子つば革 革と（砥） カットガット ケン（すじ） 革クッショն 革まくら	馬具（革及び類似品のもの） ばん（鞞）具（革及び類似品のもの） 革製むち（鞭）
× なめし革製衣服製造業 (118) なめし革製運動用具製造業 (32B)	自転車用サドル革製造業 (202) プラスチック製つり（吊）革製造業 (189)	

中分類 21－窯業・土石製品製造業

総 説

この中分類には、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、ほうろう鉄器、研磨材料、骨材、石工品、石こう（膏）製品、石灰などを製造する事業所が分類される。

210 管理、補助的経済活動を行う事業所（21 窯業・土石製品製造業）

主として窯業・土石製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は窯業・土石製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	自家用資材置場

211 ガラス・同製品製造業

主として板ガラス、板ガラス加工品、ガラス製加工素材、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具、卓上用・ちゅう房用ガラス器具、ガラス繊維・同製品を製造する事業所及び照明器具用ガラス、建設用ガラス製品などその他のガラス・同製品を製造する事業所をいう。電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 板ガラス製造業	自動車用ガラス製造業	電球類用ガラスバルブ
○ 板ガラス加工業	石英ガラス製造業	電子管用ガラスバルブ
すりガラス製造業	網入ガラス製造業	アンプル用ガラス管
合わせガラス製造業	鏡製造業	ガラス繊維原料用ガラス
強化ガラス製造業	○ ガラス製加工素材製造業 (粉、粒、塊、棒、管など)	電子機器用基盤ガラス
曲げガラス製造業	光学ガラス素地	○ ガラス容器製造業 ビール瓶
複層ガラス製造業		

牛乳瓶	培養皿 (シャーレ)	ガラス長纖維
サイダー瓶	シリンド	ガラスファイバー
しょう油瓶		ガラス短纖維
酒瓶	○ 卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	グラスウール
化粧瓶	コップ	ガラス纖維製織物
○ 理化学用・医療用ガラス器 具製造業	皿	ガラス纖維製マット
フラスコ	鉢	ガラス纖維製ボード
ビーカー	しょう油差し	ガラス纖維製フィルタ
標本瓶	耐熱ガラス製ちゅう房用 器具	○ その他のガラス・同製品製造業
耐酸瓶	インキスタンド	照明器具用ガラス
アルコール瓶	金魚鉢	時計用ガラス
試薬瓶	花瓶	シャンデリアガラス
試験管	灰皿	石英ガラス製品
注射筒 (目盛りのないもの)	コーヒー沸し	ガラスブロック
アンプル		多泡ガラス
耐熱ガラス製理化学用・ 医療用器具	○ ガラス纖維・同製品製造業	ガラス製電灯かさ
寒暖計・体温計用ガラス	石英系光ファイバ素線	眼鏡用ガラス
乳鉢	ガラス纖維製布	漁業用ガラス浮玉
	ガラス纖維製テープ	魔法瓶用ガラス製中瓶
		ガラス製絶縁材料

× 体温計製造業 (273)

光ファイバケーブル製造業 (234)

ガラス製がん具製造業 (32A)

注射筒製造業 (目盛りのあるもの) (274)

纖維強化プラスチック (F. R. P) 製品製造業 (184)

魔法瓶製造業 (328)

模造真珠製造業 (219)

眼鏡レンズ製造業 (32D)

光学レンズ製造業 (275)

白熱電球製造業 (294)

212 セメント・同製品製造業

主としてセメント、生コンクリート、コンクリート製品を製造する事業所及び木材セメント製、セメントモルタル製、気泡コンクリート製の板、ブロックなどの各種セメント製品を製造する事業所をいう。

○ セメント製造業	○ 生コンクリート製造業	空洞コンクリートブロック
ポルトランドセメント		土木用コンクリートブロック
高炉セメント	○ コンクリート製品製造業	道路用コンクリート製品
フライアッシュセメント	コンクリートパイル	プレストレストコンクリ
シリカセメント	コンクリートポール	ート製品 (まくら木、は
	コンクリート管	り、けた、矢板など)

テラゾー	○ その他のセメント製品製造業	厚形スレート
コンクリートタンク	木毛セメント板	窯業外装材
建築用プレキャストコンクリートパネル	木片セメント板	セメントタイル
コンクリート製電柱	パルプセメント板	気泡コンクリート製品
	セメントかわら	スラグせっこう板
×	× 気硬性セメント製造業 (219)	歯科用セメント製造業 (274)
	タールブロック製造業 (174)	アスファルトブロック製造業 (174)

213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）

主として粘土かわら、建築用れんが、築炉用外張りれんが及びその他の土木・建築用粘土製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 厚形スレートを製造する事業所は「212 セメント・同製品製造業」に分類される。
- (2) 耐火れんがを製造する事業所は「215 耐火物製造業」に分類される。

○ 粘土かわら製造業 うわ（釉）薬かわら 塩焼かわら いぶしかわら	○ 普通れんが製造業 建築用れんが 築炉用外張りれんが 舗装用れんが	○ その他の建設用粘土製品 陶管 土管 テラコッタ 粘土がわら白生地
×	× 陶磁器製タイル製造業 (214) けいそう土れんが製造業 (218)	耐火れんが製造業 (215) 石タイル製造業 (218) 厚形スレート製造業 (212)

214 陶磁器・同関連製品製造業

主として衛生陶器、食卓用・ちゅう房用陶磁器、陶磁器製置物、電気用陶磁器、理化学用・工業用陶磁器、陶磁器製タイル（タイルの紙はり、網はりなどの加工を含む）を製造する事業所、陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行う事業所、陶磁器用はい（坏）土を製造する事業所及びセラミックブロックなどその他の各種陶磁器、同関連製品を製造する事業所をいう。

○ 衫生陶器製造業 衛生陶器（硬質、半硬質のもの）（浴槽、洗面手洗器、便器、水槽など及びこれらの附属品） 衛生陶器用配管用品	○ 食卓用・ちゅう房用陶磁器 製造業 陶磁器製食器（茶わん、皿、どんぶりなど） 陶磁器製こんろ 土なべ	○ 陶磁器製置物製造業 陶磁器製花瓶 陶磁器製ランプ台 ○ 電気用陶磁器製造業 陶磁器製絶縁材料
--	---	--

がい（碍）子	○ 陶磁器製タイル製造業	○ 陶磁器用はい（坯）土製造業
がい（碍）管	うわ（釉）薬タイル	陶土精製業
電気用特殊陶磁器	モザイクタイル加工業（紙 はり、網はりなど）	陶磁器用粘土
電気用セラミック製品	セラミックタイル	○ その他の陶磁器・同関連製 品製造業
○ 理化学用・工業用陶磁器 製造業	○ 陶磁器絵付け業	植木鉢
熱電対保護管	陶磁器製がん具絵付け業	セラミックブロック
温度計用陶磁器	陶磁器加工業（陶磁器に装 飾加工を行うもの）	陶瓶
工業用セラミック製品		陶磁器製神仏具
理化学用セラミック製品		陶磁器素（生）地
		陶磁器関連製品素（生）地
×	石タイル製造業（218）	陶磁器製がん具製造業（32A）
	ゴムタイル製造業（199）	セメントタイル製造業（212）
	プラスチック製タイル製造業（182）	

215 耐火物製造業

主として耐火れんが、耐火断熱れんが、不定形耐火物、耐火モルタルを製造する事業所及びマグネシアクリンカーなどその他の耐火物を製造する事業所をいう。

ただし、けいそう土製品を製造する事業所は「218 骨材・石工品等製造業」に分類される。

○ 耐火れんが製造業 耐火断熱れんが	○ 不定形耐火物製造業 耐火モルタル	○ その他の耐火物製造業 マグネシアクリンカー 合成ムライト 高炉用ブロック 粘土質るつぼ
×	普通れんが製造業（213）	けいそう土れんが製造業（218）
	けいそう土製耐火物製造業（218）	

216 炭素・黒鉛製品製造業

主として炭素質電極、炭素棒、電気機械用黒鉛ブラシ、黒鉛るつぼ、精製黒鉛など炭素・黒鉛製品を製造する事業所をいう。

天然黒鉛の精製、混合を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、人造黒鉛を製造する事業所は「162 無機化学工業製品製造業」に分類される。

○ 炭素質電極製造業 炭素電極 黒鉛電極	○ その他の炭素・黒鉛製品製造業 電ブラシ（刷子） 炭素棒 特殊炭素製品	黒鉛るつぼ 精製黒鉛 炭素れんが 黒鉛れんが 黒鉛ブラシ
× 人造黒鉛製造業（162） カーボンブラック製造業（162）	高炉用ブロック製造業（215） 炭素繊維製造業（111）	

217 研磨材・同製品製造業

主として天然研磨材、人造研削材、研削と石、研磨布紙を製造する事業所及び天然と石などその他の研磨材・同製品を製造する事業所をいう。

ただし、石材の切出しを行う事業所は「054 採石業、砂・砂利・玉石採取業」に分類される。

○ 研磨材製造業 天然研磨材 人造研削材 研削用ガーネット 研削用けい砂フリント 溶融アルミナ研削材 炭化けい素研削材 炭化ほう素、窒化ほう素などの炭化物・窒化物研磨材 シリコンカーバイド	○ 研削と石製造業 ビトリファイド法と石 レジノイド法と石 ゴム法と石 マグネシア法と石 ○ 研磨布紙製造業 研磨布 研磨紙 耐水研磨布 耐水研磨紙	研磨ファイバ ○ その他の研磨材・同製品製造業 再生研磨材 研削と石加工業 天然と石 油脂性研磨材
× シリコン製錬業（231）		

218 骨材・石工品等製造業

主として岩石の破碎、選別などを行って土木建築用の碎石を製造する事業所、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の粉碎、選別などを行って土木建築用の再生骨材を製造する事業所、けつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石などを焼成し、人工骨材を製造する事業所、石工品を製造する事業所、けいそう土の粉碎及び同製品の製造を行う事業所並びに土石、岩石、鉱物の粉碎、摩碎、その他の処理を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ある程度仕上げられた碑石、墓石を売買し、注文によって文字を刻んだり、仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は「I 卸売業、小売業」に分類される。

- (2) 石材の切出しを行う事業所は「054 採石業, 砂・砂利・玉石採取業」に分類される。
- (3) と石, 研削用ガーネット, 研削用けい砂フリントを製造する事業所は「217 研磨材・同製品製造業」に分類される。

○ 碎石製造業	石材彫刻品 石うす 石とうろう 石碑 建築用石材	けい酸カルシウム保温材 けい酸カルシウム板 けいそう土れんが けいそう土こんろ
○ 再生骨材製造業	すずり	○ 鉱物・土石粉碎等処理業
○ 人工骨材製造業	石工業(石工品を製造するもの)	石粉製造業(雲母, 粘土, 長石, カオリン, ざくろ石, 軽石, 石英, 灰岩などの粉末)
	敷石 石タイル 舗装タイル(石タイル製のもの)	化学用粘土製造業
○ 石工品製造業	石スレート	シャモット製造業
石材 石細工業 石材切断・切削業 石磨き業 大理石加工品 大理石磨き業	○ けいそう土・同製品製造業 けいそう土粉碎業 けいそう土精製業 けいそう土製耐火物	ベントナイト精製業 重質炭酸カルシウム製造業 つき(搗)粉製造業 雲母精製業 クレー製造業(陶石クレー, ろう石クレーを除く)

× 採石業 (054)	石製家具製造業 (139)
研削用けい砂フリント製造業 (217)	天然と石製造業 (217)
研削用ガーネット製造業 (217)	陶石・ろう石クレー製造業 (055)
石工業(個人の注文によって彫刻, 仕上げを行い販売するもの) (60G)	

219 その他の窯業・土石製品製造業

主としてロックウール・同製品, 石こう(膏)製品, 石灰, 鑄型, ほうろう鉄器, 七宝製品, 人造宝石などを製造する事業所をいう。

○ ロックウール・同製品製造業	○ 石こう(膏)製品製造業	○ 石灰製造業
保温用, 断熱用, 耐火用, 吸音用ロックウール製品 (板, 帯, 筒, ブランケット, ト, 吹付用ロックウール, フェルト, マットなど)	焼石こう 石こうプラスター 石こうボード 建築用装飾石こう製品 医療用石こう 石こう細工(美術品, 置物 など)	生石灰 消石灰 焼成ドロマイト 苦土石灰 ドロマイトイプラスター 貝灰 軽質炭酸カルシウム
ロックウール(岩綿, 鉱さい綿) 岩綿絶縁製品		

○ 鋳型製造業（中子を含む）	燃焼器具用ほうろう鉄器	石筆
○ 他に分類されない窯業・土石製品製造業	看板・標識用ほうろう鉄器	白墨
ほうろう鉄器	ほうろう製看板・標識	雲母板
ほうろう引き食器	ほうろうパネル	気硬性セメント
ほうろう引き浴槽	七宝製品	うわ（釉）薬
ほうろう引き製バット	模造宝石	
ほうろう酒造タンク	人造宝石	
<hr/>		
× 人工骨材製造業（218）	木型製造業（32D）	
雲母精製業（218）	金型製造業（269）	
気泡コンクリート製品製造業（212）		

中分類 22-鉄 鋼 業

総 説

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される。

220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）

主として鉄鋼業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は鉄鋼業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫 自家用資材置場
---	--	----------------------------

221 製 鉄 業

主として高炉、電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所並びにフェロアロイを製造する事業所をいう。

また、一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所及び純鉄、原鉄、ベースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、純鉄粉を製造する事業所は「229 その他の鉄鋼業」に分類される。

○ 高炉による製鉄業 (高炉が稼働しているもの) 高炉銑製造業 圧延鋼材製造業 普通鋼製造業 特殊鋼製造業 鋼管製造業	○ 高炉によらない製鉄業 電気炉銑製造業 小形高炉銑製造業 再生炉銑製造業 純鉄製造業 原鉄製造業 ベースメタル製造業	○ フェロアロイ製造業 合金鉄 フェロクロム フェロマンガン シリコマンガン フェロシリコン
---	---	---

222 製鋼・製鋼圧延業

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帶鋼、钢管などの鋼材を製造する事業所をいう。

ただし、高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は「221 製鉄業」に分類される。

○ 製鋼・製鋼圧延業 (転炉、電気炉が稼動しているもの)	钢管製造業 鋼矢板製造業 帶鋼製造業 薄板製造業 形鋼製造業	線材製造業 棒鋼製造業 厚板製造業
圧延鋼材製造業 特殊鋼製造業		

223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

主として他から受け入れた鋼塊などの材料から熱間圧延鋼材、冷間圧延鋼材、冷間ロール成型形鋼、钢管、伸鉄、磨棒鋼、引抜钢管を製造する事業所及び溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。

他から受け入れた線材、バーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所、さらにその線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

○ 熱間圧延業 形鋼製造業 棒鋼製造業 線材製造業 厚板製造業 薄板製造業 帶鋼製造業	電縫钢管 ガス溶接钢管 鍛接钢管	くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの） 針金製造業（線材から一貫作業によるもの） 金網製造業（線材から一貫作業によるもの） ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの） P C 鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）
○ 冷間圧延業 冷延鋼板製造業 磨帶鋼製造業	○ 伸鉄業 伸鉄製造業 再生仕上鋼板製造業	○ その他の中間を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く） 溶接形鋼
○ 冷間ロール成型形鋼製造業 軽量形鋼	○ 磨棒鋼製造業 ○ 引抜钢管製造業 再生引抜钢管	
○ 钢管製造業 継目無钢管	○ 伸線業 鉄線製造業 硬鋼線製造業 ピアノ線製造業	

- くぎ製造業（線材から一貫作業によらないもの）(247)
- 針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）(224)
- 金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）(247)
- 鋼索製造業（線材から一貫作業によらないもの）(247)

224 表面処理鋼材製造業

主として他から受け入れた鋼材から亜鉛鉄板、亜鉛めっき鋼管、ブリキなど表面処理鋼材を製造する事業所をいう。

<input type="radio"/> 亜鉛鉄板製造業 着色亜鉛鉄板	<input type="radio"/> その他の表面処理鋼材製造業 亜鉛めっき鋼管 ブリキ	<input type="radio"/> 針金（線材から一貫作業によらないもの） 亜鉛めっき硬鋼線 ティンフリースチール ビニル鋼板
<input checked="" type="checkbox"/> 針金製造業（線材から一貫作業によるもの）(223)		

225 鉄素形材製造業

主として他から受け入れた銑鉄から機械用鋳物、日用品などの銑鉄鋳物及び可鍛鋳鉄を製造する事業所、鋼鋳物を製造する事業所、他から受け入れた棒鋼などからハンマ、プレスなどで鍛工品を製造する事業所並びに鋼塊を製造し、更にハンマ、プレスなどで鍛鋼品を製造する事業所をいう。

他から受け入れた鋼塊、鋼半製品から鍛鋼を製造する事業所も本分類に含まれる。

<input type="radio"/> 銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管を除く） 機械用銑鉄鋳物 日用品用銑鉄鋳物 鉄鋳物なべ 鉄びん	<input type="radio"/> 可鍛鋳鉄製造業 合金可鍛鋳鉄 靴底金 パイプ継手	<input type="radio"/> 鋳鋼製造業 鋼鋳物
<input checked="" type="checkbox"/> 鋳鉄管製造業 (229) 銅合金鋳物製造業 (235)		<input type="radio"/> 鍛工品製造業

229 その他の鉄鋼業

主として他から受け入れた帶鋼などの鉄鋼の切断（溶断を含む）を行う事業所、他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉、転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所、他から受け入れた銑鉄から铸鉄管を製造する事業所及び鉄粉、ペレットなど他に分類されない鉄鋼を製造する事業所をいう。

- 鉄鋼シャースリット業
- 鉄鋼シャーリング業
- 鉄鋼スリット業

- 鉄スクラップ加工処理業
- 製鋼原料用鉄スクラップ
- プレス・シャーリング業
- 製鋼原料用鉄スクラップ
- シュレッダー業
- 製鋼原料用鉄スクラップ
- 化学処理業

- 錫鉄管製造業
- 他に分類されない鉄鋼業
- 鉄粉製造業
- 純鉄粉製造業
- 純鉄圧延業
- ペレット製造業

× 鉄スクラップ卸売業 (536)

鉄くず破碎請負業 (929)

非鉄金属シャーリング業 (239)

中分類 23—非鉄金属製造業

総 説

この中分類には、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所が分類される。電線、ケーブルを製造する事業所及び核燃料を製造する事業所も本分類に含まれる。

230 管理、補助的経済活動を行う事業所（23 非鉄金属製造業）

主として非鉄金属製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は非鉄金属製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	自家用資材置場

231 非鉄金属第1次製錬・精製業

主として銅鉱石、亜鉛鉱石その他の非鉄金属鉱石を処理し、銅、亜鉛など非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所をいう。

○ 銅第1次製錬・精製業 (主として鉱石から製造 するもの)	○ 亜鉛第1次製錬・精製業 (主として鉱石から製造 するもの)	○ その他の非鉄金属第1次 製錬・精製業 (主として鉱石から製造 するもの)
銅製錬・精製業	亜鉛製錬・精製業	鉛製錬・精製業
銅製造業	電気亜鉛精製業	金地金製造業
電気銅精製業	亜鉛地金製造業	貴金属製錬・精製業
銅地金製造業		金、銀、白金製錬・精製業
		ニッケル地金製造業
		チタン製錬・精製業

ニッケル製錬・精製業（主として鉱石又はニッケルマットから製造するもの）	アンチモン製錬業 水銀製錬業 マンガン製錬業 クロム製錬業 タンクステン製錬業 モリブデン製錬業 マグネシウム製錬業	ゲルマニウム製錬業 シリコン製錬業 タンタル製錬業 アルミニウム製錬・精製業（主として鉱石又はアルミナから製造するもの） アルミナ製錬業
× 伸銅品製造業（233） 活字合金製造業（232） チタン合金製造業（232） チタン・同合金圧延業（233） 亜鉛合金製造業（232） 亜鉛・同合金圧延業（233） すず合金製造業（232） すず・同合金圧延業（233） 非鉄金属合金製造業（232） 非鉄金属・同合金圧延業（233）	銅合金製造業（232） 核燃料製造業（239） 貴金属合金製造業（232） 貴金属・同合金圧延業（233） ニッケル合金製造業（232） ニッケル・同合金圧延業（233） はんだ・減摩合金製造業（232） 鉛・同合金圧延業（233） アルミニウム合金製造業（232） アルミニウム・同合金圧延業（233）	

232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

主として鉛、アルミニウムその他の非鉄金属のくず及びドロスを処理し、鉛、アルミニウム、すず、水銀、ニッケルなどを再生する作業を行う事業所及びこれらの合金を製造する事業所をいう。

○ 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む） 鉛再生業 はんだ・減摩合金製造業 活字合金製造業 鉛再生地金製造業	○ アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む） アルミニウム再生業 アルミニウム再生地金製造業 ○ その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む） 貴金属再生業 すず再生業	水銀再生業 ニッケル合金製造業 貴金属合金製造業 銅合金（黄銅、青銅など） 製造業 ニッケル再生業 チタン合金製造業 すず合金製造業 亜鉛再生業 亜鉛合金製造業 亜鉛再生地金製造業
---	---	--

233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

主として銅、アルミニウムその他の非鉄金属及びその合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、形材、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○ 伸銅品製造業	○ アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	○ その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
銅圧延業	アルミニウム線製造業（裸電線を除く）	鉛・同合金伸線業
銅合金圧延業	アルミニウム管製造業	鉛・同合金圧延業
銅線・銅合金線（裸電線を除く）	アルミニウム圧延はく（箔）製造業	鉛管・鉛板製造業
銅管	アルミニウム合金伸線業	貴金属・同合金圧延業
黄銅棒		亜鉛・同合金圧延業
銅くぎ（線材から一貫作業によるもの）		ニッケル・同合金圧延業
銅板		チタン・同合金圧延業
		すず・同合金圧延業
		マグネシウム・同合金圧延業
×	× 銅合金製造業（232）	電線・ケーブル製造業（234）
	活字合金製造業（232）	打ちはく（箔）業（249）
	はんだ・減摩合金製造業（232）	非鉄金属焼入れ業（246）
	裸電線製造業（234）	アルミニウム合金製造業（232）

234 電線・ケーブル製造業

主として銅、アルミニウム及びその合金のさお、線から裸電線、絶縁電線又はケーブルを製造する事業所並びに光ファイバケーブルを製造する事業所をいう。

ただし、光ファイバ素線を製造する事業所は材質によって石英系は「211 ガラス・同製品製造業」に、プラスチック系は「183 工業用プラスチック製品製造業」に分類される。

○ 電線・ケーブル製造業	銅被覆線	○ 光ファイバケーブル製造業
銅荒引線	電力ケーブル	（通信複合ケーブルを含む）
裸電線	通信ケーブル（搬送ケーブル、同軸ケーブルなど）	光複合ケーブル
絶縁電線		光ファイバ通信ケーブル
		光架空地線
		光ファイバコード
		光ファイバ心線
×	× 石英系光ファイバ素線製造業（211）	銅線製造業（裸電線を除く）（233）
	プラスチック系光ファイバ素線製造業（183）	

235 非鉄金属素形材製造業

主として銅・同合金鋳物を製造する事業所、アルミニウム・同合金、マグネシウム・同合金などの非鉄金属鋳物及び非鉄金属ダイカストを製造する事業所並びに非鉄金属及び合金からハンマ、プレス等で鍛造を行い鍛造品を製造する事業所をいう。

<input type="radio"/> 銅・同合金鋳物製造業	<input type="radio"/> アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	<input type="radio"/> 非鉄金属鍛造品製造業
<input type="radio"/> 非鉄金属鋳物製造業 アルミニウム・同合金鋳物 マグネシウム・同合金鋳物	<input type="radio"/> 非鉄金属ダイカスト製造業 亜鉛・同合金ダイカスト 銅・同合金ダイカスト マグネシウム・同合金ダイカスト	非鉄金属鍛造業 銅・同合金鍛造品 アルミニウム・同合金鍛造品
<input checked="" type="checkbox"/> 銑鉄鋳物製造業 (225)		鍛鋼品製造業 (225)

239 その他の非鉄金属製造業

主として金属ウラン、酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工（濃縮、再処理業等を含む）する事業所及び非鉄金属の粉末など他に分類されない非鉄金属を製造する事業所をいう。

<input type="radio"/> 核燃料製造業 核燃料成形加工業 核燃料濃縮業 使用済核燃料再処理業	<input type="radio"/> 他に分類されない非鉄金属製造業 非鉄金属粉末(粉末や金を除く)	非鉄金属シャーリング業
<input checked="" type="checkbox"/> 粉末や金業（磁性材部品の製造を除く）(245) 非鉄金属熱処理業 (246)		

中分類 24—金属製品製造業

総 説

この中分類には、主として次のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所が分類される。すなわち、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品などである。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属製家具を製造する事業所は「13 家具・装備品製造業」に分類される。
- (2) はん用機械を製造する事業所は「25 はん用機械器具製造業」に分類される。
- (3) 生産用途の機械を製造する事業所は「26 生産用機械器具製造業」に分類される。
- (4) 計量器、測定器、分析機器、測量機械、理化学機械を製造する事業所は「27 業務用機械器具製造業」に分類される。
- (5) 電気機械を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に分類される。
- (6) 電子計算機及び通信機械を製造する事業所は「30 情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (7) 輸送用機械器具を製造する事業所は「31 輸送用機械器具製造業」に分類される。
- (8) 宝石加工及び貴金属製品を製造する事業所は「32 その他の製造業」に分類される。
- (9) 鉄、非鉄金属及びそれらの合金並びに基礎金属材料を製造する事業所は「22 鉄鋼業」又は「23 非鉄金属製造業」に分類される。

240 管理、補助的経済活動を行う事業所（24 金属製品製造業）

主として金属製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は金属製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業

主として缶詰用缶、ビール缶、一般用缶、18リットル缶、牛乳輸送用缶、アイスクリーム缶及びその他のめっき板等製品を製造する事業所をいう。

ただし、打抜き及びプレス加工製品を製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。

○ ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	ブリキ製容器 バケツ エアゾール缶	めっき板製品 ビール缶 牛乳輸送用缶
缶詰用缶		
18リットル缶		
×	ブリキ板製造業 (224) 打抜きプレス加工製品製造業 (245) ビール缶 (アルミプレス製) 製造業 (245)	板金製品製造業 (244) ドラム缶製造業 (244)

242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

主として洋食器（貴金属製を除く）、機械刃物、利器工具、手道具、作業工具、手引のこぎり、のこ刃、農業用器具を製造する事業所及び建築用金物、かぎなど他に分類されない種々の金物製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所及び動力付手持工具を製造する事業所は「266 金属加工機械製造業」に分類される。
- (2) 建設及び鉱山機械に取り付けられるビット、スペード、スチールなどを製造する事業所は「262 建設機械・鉱山機械製造業」に分類される。
- (3) のこ盤を製造する事業所は「264 生活関連産業用機械製造業」に分類される。
- (4) 農業用機械を製造する事業所は「261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）」に分類される。
- (5) ボルト、ナットを製造する事業所は「248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」に分類される。
- (6) くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は「247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）」に分類される。

○ 洋食器製造業	製紙機械刃物	かんな
食卓用ナイフ・フォーク・スプーン	製本機械刃物	刃物（包丁、はさみ、肉切用・製靴用・彫刻用刃物など）
盆	たばこ製造機械刃物 皮革処理機械刃物	のみ
○ 機械刃物製造業	○ 利器工具・手道具製造業	きり
木材加工機械刃物	おの	缶切

ポケットナイフ	○ 手引のこぎり・のこ刃製造業 のこ刃（丸・帯のこぎりの もの）（手引用、動力用）	○ その他の金物類製造業 建築用金物
バリカン		架線金物
安全かみそり（替刃を含む）		袋物用金具
土工用具		家具用金具
ショベル	○ 農業用器具製造業（農業用 機械を除く）	建具用金具
つるはし	耕作用具	自動車用金物
ハンマ	金属製養蚕用機器	車両用金具
石工用手道具	金属製養きん用機器	船舶用金具
宝石加工手道具	金属製養ほう機器	かばん金具
○ 作業工具製造業	農業用刃物	錠前
レンチ	ホー	かぎ（鍵）
スパナ	くわ	金庫錠
ペンチ	かま	ちょうつかい
ドライバ	まんのう	金属製戸車
やすり	すき	ドアクローザ・ヒンジ
やすり目立業		
×	貴金属製洋食器製造業（321）	切削工具製造業（266）
	医療用刀物製造業（274）	動力付手持工具製造業（266）
	研磨布紙製造業（217）	製材機械製造業（264）
	農業用機械製造業（261）	木工用のこ盤製造業（264）
	のこぎり目立業（修理のために行うもの）（909）	ボルト・ナット製造業（248）
	建設・鉱山機械用ビット・スペード・スチール製造業（262）	
	くぎ・靴くぎ製造業（他から受け入れた線材によるもの）（247）	

243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業

主として鋳鉄製、真ちゅう製などの配管工事用附属品、ガス機器、石油機器、温風・温水暖房装置を製造する事業所及び調理用機器・同装置（電気式を除く）、焼却器などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) バルブを製造する事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
- (2) 陶磁器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
- (3) ほうろう鉄器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は「219 その他の窯業・土石製品製造業」に分類される。
- (4) 電子レンジ、電気ストーブ類を製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。
- (5) 工業窯炉を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (6) 電気炉を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

- (7) 工業用、動力用及び船舶用ボイラを製造する事業所は「251 ボイラ・原動機製造業」に分類される。
- (8) 板金製煙突、板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は「244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」に分類される。

○ 配管工事用附属品製造業 (バルブ、コックを除く)	○ ガス機器・石油機器製造業 ふろバーナ ガスこんろ ガスレンジ ガス湯沸器 ガスストーブ ガス釜 ガス乾燥機 ガス冷蔵庫 ガス炊飯器 ガスオーブン 石油こんろ 石油ストーブ	○ 溫風・温水暖房装置製造業 温風暖房機（電気式を除く） 温水ボイラ 放熱器 ユニットヒータ
金属製衛生器具 ノズル 止め栓 鉄管継手 非鉄金属継手 金属製シャワー 金属製手洗用給水器 蒸気抜き 水抜き		○ その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具を除く） 調理用機器・同装置（電気式を除く） 太陽熱利用温水装置 焼却器 焼却炉（産業用を除く）
×	バルブ・同附属品製造業（259） 陶器製配管用品製造業（214） 蛇口製造業（259） 工業用ボイラ製造業（251） 電子レンジ製造業（293） 焼却炉製造業（産業用）（259） 炉製造業（工業用のもの）（253） 製缶業（ボイラかん体、板金製タンク、板金製煙突など）（244）	ほうろう鉄器製造業（219） 陶磁器製ちゅう房器具製造業（214） 電気冷蔵庫製造業（293） 電気ストーブ製造業（293） 電気こんろ製造業（293） 自動車用ラジエータ製造業（311） コック・同附属品製造業（259） （244）

244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）

主として鉄骨、鉄塔、鋼橋、金属格子、サッシ、ドア、シャッタ、建築装飾用金属製品などの建設用・建築用金属製品を製造する事業所及び鉄骨系のプレハブ住宅を製造する事業所をいう。

温水缶、板金製煙突、タンク、ドラム缶などの製造並びに他の事業所のための溶接、折り曲げなどの作業を含む金属板加工及び組立てを行う事業所も本分類に含まれる。

○ 鉄骨製造業	○ 建設用金属製品製造業 鉄塔 鋼橋	貯蔵槽 金属柵 鋼板煙突
---------	--------------------------	--------------------

金属製階段	○ 建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）	○ 製缶板金業
金属製門	金属製ベネシャンブライ	製缶業
金属製格子	ンド	温水缶製造業
○ 金属製サッシ・ドア製造業	金属製シャッタ	蒸気缶製造業
住宅用・ビル用アルミニウム製サッシ	建築用板金製品	鉄鋼板加工業（溶接、折曲げ、ろう付けなど）
アルミニウム製ドア	建築用ラス製品	ガス容器（ボンベ）製造業
金属製扉	金属製よろい戸	板金製タンク製造業
○ 鉄骨系プレハブ住宅製造業	建築装飾用金属製品	板金製煙突製造業
組立家屋（プレハブ）用	金属屋根製品	ドラム缶製造業
金属製品	金属製カーテンウォール	アッパータンク製造業
×	×	スチール製梱包容器製造業
温水ボイラ製造業（243）	建築用金物製造業（242）	金属製コンテナ製造業
発電用ボイラ製造業（251）	ドラム缶更生業（249）	
ブリキ缶製造業（241）	船体ブロック製造業（313）	
よろい戸製造業（金属製を除く）（139）	ブラインド製造業（金属製を除く）（139）	

245 金属素形材製品製造業

主として金属の打抜き又はプレス加工によって瓶の口金、調理用・家庭用・医療用器具の製造、自動車車体あるいは機械部分品などの製造を行う事業所及び金属粉を混合し、それを金型内に充てんし、圧縮成形した後、焼結を行う粉末や金法によって機械部分品を製造する事業所をいう。

○ 金属プレス製品製造業	王冠	○ 粉末や金製品製造業
自動車車体部分品	台所用品	超硬チップ
機械部分品	医療器具	機械部分品（磁性材部品
金属プレス業	打抜プレス加工製品（アルミニウム製飲料缶など）	の製造を除く）
×	超硬工具製造業（粉末や金によるものを除く）（266）	
ほうろう引き製品製造業（219）	こはぜ製造業（322）	
金属製トランク製造業（206）		
磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）（289）		

246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）

主として他から支給された金属製品に塗装、溶融めっき、金属彫刻、電気めっき、金属熱処理を行う事業所及び金属張り、研磨、陽極酸化処理などその他の金属表面処理を行う事業

所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 漆の塗装を行う事業所は「327 漆器製造業」に分類される。
(2) 亜鉛被膜、すず被膜などのめっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は「224 表面処理鋼材製造業」に分類される。

○ 金属製品塗装業 エナメル塗装業(金属製品にエナメルを塗装するもの) ラッcker塗装業(金属製品にラッckerを塗装するもの)	○ 金属彫刻業 金属彫刻品製造業 なっ染ロール彫刻業	○ その他の金属表面処理業 電解研磨業 金属張り業 陽極酸化処理業 研磨業 メタリコン業(修理業を除く)
○ 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く) 亜鉛めっき業(主として成形品に行うもの) すずめっき業(主として成形品に行うもの)	○ 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く) ○ 金属熱処理業 機械部分品熱処理業 鋼材熱処理業 非鉄金属熱処理業 金属焼なまし業 金属焼入れ業	金属防せい(鑄)処理加工業 シリコン研磨業 シリコン加工業 パークライジング加工業
× 漆塗装業 (327) 金属製家具塗装業 (131) めっき鋼管製造業 (224) ほうろう鉄器製造業 (219)	ペンキ塗装業(主として看板書きを行うもの) (929) ブリキ製造業 (224) めっき鉄鋼線製造業 (224)	表面処理鋼材製造業 (224) 亜鉛鉄板製造業 (224)

247 金属線製品製造業(ねじ類を除く)

主として他から受け入れた線(鉄、非鉄)から又はその線を引いて、くぎ、特殊くぎ、金網、蛇かご、ワイヤロープ、有刺鉄線、溶接棒などを製造する事業所をいう。

ただし、線材からの一貫作業によって金属線製品を製造する事業所は「223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)」又は「233 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)」に分類される。

○ くぎ製造業 (受け入れた線によるもの) 鉄くぎ 銅くぎ 特殊くぎ 靴くぎ	○ その他の金属線製品製造業 (受け入れた線によるもの) ざる ワイヤチェーン ビニル被覆鉄線 溶接棒	金網 ワイヤロープ 蛇かご 有刺鉄線
---	--	-----------------------------

×	木ねじ製造業 (248) くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）(223) 銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）(233) P C 鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）(223) 金網製造業（線材から一貫作業によるもの）(223) ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの）(223) 金属製ねじ製造業（購入線材によるもの）(248)	かすがい製造業 (248) ワイヤスプリング製造業 (249)
---	--	------------------------------------

248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

主としてボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、テーパピン、平行ピン、割ピン、びょう（鉛）、ターンバックル、座金などを製造する事業所をいう。

ただし、同様な製品を製造する圧延業は「22 鉄鋼業」に分類される。

○	ボルト・ナット・リベット・ 小ねじ・木ねじ等製造業 ビス 犬くぎ	割ピン 座金（ワッシャー） かすがい スパイク	ターンバックル びょう（鉛） テーパピン
×	はとめ製造業 (322) かしめ製造業 (322)		

249 その他の金属製品製造業

主として金庫、金属製スプリングを製造する事業所及び金属はく（箔）、金属製ネームプレートなど他に分類されない金属製品を製造する事業所をいう。

○	金庫製造業 手提金庫 金庫室扉 内張安全金庫	○	他に分類されない金属製品製造業 金属製ヘルメット（帽体） ドラム缶更生業 18リットル缶更生業 金属製ネームプレート (腐しよく製以外のものも含む) フレキシブルチューブ 金属製押し出しチューブ 金属製パッキング	金属製ガスケット ガス灯 カーバイド灯 石油灯 金属製反射鏡 金属製はしご（可搬式のもの） 脚立 打ちはく（箔）業（金、銀、アルミニウムなど）
×	アルミニウム圧延はく（箔）製造業 (233) 金属製ロッカー製造業 (131) スプリング製造業（圧延工場の一貫作業によるもの）(22)			金庫錠製造業 (242) 電気照明器具製造業 (294)

中分類 25ーはん用機械器具製造業

総 説

この中分類には、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所は「30 情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25 はん用機械器具製造業）

主としてはん用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又ははん用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	自家用倉庫

251 ボイラ・原動機製造業

主としてボイラ・同附属品、蒸気機関、蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、一般用内燃機関を製造する事業所及び風力機関、圧縮空気機関など他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (2) ターボゼネレータを製造する事業所は「291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」に分類される。
- (3) 自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。

- (4) 機関車の製造、改造を行う事業所は「312 鉄道車両・同部分品製造業」に分類される。
 (5) 船用機関を製造する事業所は「313 船舶製造・修理業、船用機関製造業」に分類される。
 (6) 航空機用エンジンを製造する事業所は「314 航空機・同附属品製造業」に分類される。

○ ボイラ製造業 工業用ボイラ 原動機用ボイラ 発電用ボイラ ボイラ部分品・取付具・附属品	ガスタービン タービン部分品・取付具 ・附属品	はん用内燃機関部分品・取付具・附属品
	○ はん用内燃機関製造業 はん用ガソリン機関 はん用石油機関 はん用ディーゼル機関 はん用ガス機関	
○ 蒸気機関・タービン・水力 タービン製造業（船用 を除く）		○ その他の原動機製造業 風力機関 圧縮空気機関 水車 特殊車両用エンジン
×	二輪自動車用内燃機関製造業（311） 自動車用内燃機関製造業（311） 機関車製造業（312） 温水ボイラ製造業（243） 蒸気缶製造業（244）	舶用内燃機関製造業（313） 航空機用内燃機関製造業（314） 温水缶製造業（244） ターボゼネレータ製造業（291）

252 ポンプ・圧縮機器製造業

主として家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造する事業所、空気及びガス圧縮機、送風機並びに排風機を製造する事業所、油圧ポンプ、空気圧バルブなど油圧又は空気圧により作動する機器を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
 (2) 冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。

○ ポンプ・同装置製造業 手動ポンプ 動力ポンプ 家庭用ポンプ 消防用ポンプ 舶用ポンプ	圧縮機（コンプレッサ） 吹付機械 ふいご 送風機 排風機	油圧バルブ 油圧シリンダ 油圧アキュムレータ 油圧フィルタ 油圧ユニット機器 空気圧フィルタ 空気圧バルブ 空気圧シリンダ 空気圧ユニット機器
	○ 油圧・空圧機器製造業 油圧ポンプ 油圧モータ	
○ 空気圧縮機・ガス圧縮機 ・送風機製造業		

空気圧ルブリケータ	流体素子	
×	オイルメータ（積算式ガソリン量器を含む）製造業（273）	
	航空原動機用ポンプ製造業（314）	冷凍機製造業（253）
	空気調節装置製造業（253）	真空ポンプ製造業（269）
	空気ハンマ製造業（266）	空気動工具製造業（266）
 <u>253 一般産業用機械・装置製造業</u>		
<p>主として鎖伝導装置、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械形、水力形、磁力形）、シャフト、軸受（玉及びころ軸受を除く）等の装置及び部分品を製造する事業所、旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータなどを製造する事業所、商工業用のコンベヤ及び荷役運搬設備を製造する事業所、工業窯炉を製造する事業所並びに商工業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍・冷蔵ショーケース及び温湿調整装置（家庭用エアコンディショナを除く）を製造する事業所をいう。</p> <p>ただし、次の事業所は本分類に含まれない。</p> <p>(1) 玉及びころ軸受を製造する事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。</p> <p>(2) 自動車の機械的動力伝導装置を製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。</p> <p>(3) 窯炉用の電熱装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。</p> <p>(4) 電気冷蔵庫、家庭用エアコンディショナを製造する事業所は「293 民生用電気機械器具製造業」に分類される。</p>		
<input type="radio"/> 動力伝導装置製造業（玉 軸受、ころ軸受を除く） 歯車（プラスチック製を 含む） 軸・軸けい（頸）類 平軸受・同部分品 ベルト調車（プーリ） 軸受（ベアリング）（玉・ ころ軸受以外のもの） 動力伝導用鎖（機械用、自 転車用、オートバイ用） 滑車 シャフト（自動車用を除 く） 変速機（自動車用を除く） トランスミッション（自 動車用を除く）	減速機（自動車用を除く） クラッチ（自動車用を除 く） 逆転機 <input type="radio"/> エレベータ・エスカレー タ製造業 <input type="radio"/> 物流運搬設備製造業 コンベヤ ローラーコンベヤ クレーン（建設用を除く） 天井走行クレーン 貨物取扱装置 卷上機（ウインチ） 自動立体倉庫装置 索道	スキーリフト <input type="radio"/> 工業窯炉製造業 窯炉（工業用のもの） 工業窯炉部分品・取付具 ・附属品 キュポラ <input type="radio"/> 冷凍機・温湿調整装置 製造業 製氷装置 冷蔵装置 空気調節装置 冷凍・冷蔵ショーケース 工業用温湿調整装置 業務用エアコンディショナ 冷却塔（クーリングタワー）

× 軸受製造業（玉・ころ軸受を製造するもの）(259)	建設用クレーン製造業 (262)
変速機製造業（自動車用）(311)	産業用ロボット製造業 (269)
窯炉用電熱装置製造業 (292)	電気炉製造業 (292)
電気冷蔵庫製造業 (293)	家庭用エアコンディショナ製造業 (293)

259 その他のはん用機械・同部分品製造業

主として消火器、消火装置の製造及び消防自動車（車両は購入したもの）の組立てを行う事業所、弁、コック及びその部分品、附属品を製造する事業所、購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ若しくはパイプ附属品の取り付け作業を行い機械用金属製パイプ加工品を製造する事業所、玉・ころ軸受及びその部分品、ピストンリングを製造する事業所並びに潜水装置、潤滑装置など他に分類されないはん用的な機械・装置を製造する事業所をいう。

また、本分類には自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行う事業所も含まれる。これらの事業所は一般に賃加工又は請負加工などを行うものであり、金属工作機械及び他の動力付金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行うものである。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 自動車の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てから消防自動車を製造する事業所、自動車車体の製造並びに車体のシャシー組付けから消防自動車を製造する事業所は「311 自動車・同附属品製造業」に分類される。
- (2) ノズル、止め栓及び類似の配管用品を製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (3) 玉及びころ軸受以外の軸受を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (4) 専ら機械の修理を行う事業所は「90 機械等修理業（別掲を除く）」に分類される。

○ 消火器具・消火装置製造業 消火器 消防自動車ぎ装業 スプリンクラー ¹ 送水式動力消火装置 泡まつ発生式動力消火装置 散水式動力消火装置	○ パイプ加工・パイプ附属品加工業 異形管製造業（購入管によるもの） パイプ加工業（購入パイプによるもの）	○ ピストンリング製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 潜水装置 潤滑装置 自動車用代燃装置 駐車装置 焼却炉 重油・ガス燃焼装置（ボイラ用、工業用炉用に限る） 旋回窓 自動車用エレベータ
○ 弁・同附属品製造業 一般バルブ・コック 自動調整バルブ 高温・高圧バルブ 給排水栓 蛇口 バルブ・同附属品	○ 玉軸受・ころ軸受製造業 ころ軸受（ローラベアリング）・同部分品 玉軸受（ボールベアリング）・同部分品 プラスチック製軸受	

○ 各種機械・同部分品製造 修理業(注文製造・修理)	機械・部分品製造修理業 (主な製品が定まらないもの)	取付具製造請負業(主な 製品が定まらないもの)
× 消防用動力ポンプ製造業 (252) ノズル製造業 (243) 自転車用バルブ製造業 (319) 軸受製造業(ころ・玉軸受を除く) (253) 一般機械修理業(修理を専業とするもの) (901) 電気機械器具修理業(修理を専業とするもの) (902)		消防用自動車製造業 (311) 止め栓製造業 (243) 航空機用バルブ製造業 (314) 自動車用バルブ製造業 (311)

中分類 26－生産用機械器具製造業

総 説

この中分類には、物の生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所は「27 業務用機械器具製造業」に分類される。

260 管理、補助的経済活動を行う事業所（26 生産用機械器具製造業）

主として生産用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は生産用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	

261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）

主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械を製造する事業所をいう。

ただし、農業用手道具を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。

○ 農業用機械製造業（農業 用器具を除く）	コンバイン	わら加工用機械
動力耕うん機	碎土機	飼料・穀物乾燥機
は種機械	噴霧機・散粉機	ふ卵装置
刈取機械	脱穀機 除草機	電気ふ卵器 育すう装置

農業用トラクタ ガーデントラクタ	農業用機械部分品・取付 具・附属品	
× 農業用器具製造業 (242) 集材機械製造業 (269)	建設用トラクタ製造業 (262)	

262 建設機械・鉱山機械製造業

主として建設工事、土木建設、鉱山業に使用される重機械器具及び鉱山業、他に分類されない一般産業用に使用される破碎機、摩碎機、選別機を製造する事業所をいう。

○ 建設機械・鉱山機械製造業 建設機械・同装置・部分品・附属品 鉱山機械・同装置・部分品・附属品（ビット、スペード、スチールなど） さく井機械 エキスカベータ タンバーカ 油田用機械器具 ロードローラ コンクリートミキサ ふるい分機 破碎機 選別機 選鉱装置 建設用トラクタ	建設用クレーン 建設用ショベルトラック トラッククレーン ブルドーザ クローラクレーン ポーリングマシン ワゴンドリル チャンドリル さく岩機 ジャックハンマ ドリフタ ストーパ オーガ マインカーローダ ギヤザリングローダ クラムシェル ドラグショベル ラダーエキスカベータ	ランマ スキンマ タワーエキスカベータ くい打機 グラウトポンプ アースオーガ タンパ バッチャープラント コンクリートポンプ コンクリートプレーサ セメントガン コンクリート舗装機械 掘削機械 パワーショベル ドラグライン スクレーパ グレーダ トレーナ
× クレーン製造業（建設用を除く）(253) ガーデントラクタ製造業 (261) ショベルトラック製造業（建設用を除く）(315)		ダンプトラック製造業 (311) 遠心分離機製造業 (265) 農業用トラクタ製造業 (261)

263 繊維機械製造業

主として糸を製造する機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械などを製造する事業所及びこれらの部分品、取付具及び附属品を製造する事業所並びにミシンなどの縫製機械を製造する事業所をいう。

○ 化学繊維機械・紡績機械 製造業	○ 染色整理仕上機械製造業 繊維精練・漂白機械	木管（紡績用のもの） メリヤス針
綿・スフ紡績機械	染色機械	ノズル（紡糸用のもの）
毛紡績機械	なっ染機械	リング
絹紡績機械	繊維仕上機械	チンローラ
麻紡績機械	織物仕上機械	ワイヤーヘルド
ねん糸機械	織物乾燥機械	なっ染型（スクリーンなっ染）
蚕糸機械	カレンダ（織物つやだし用）	ドロッパ
	幅出機	フルテッドローラ
○ 製織機械・編組機械製造業	起毛機	プラスチック製ボビン
綿織機	整反機	（繊維機械用）
絹・人絹織機		
麻・毛織機	○ 繊維機械部分品・取付具 ・附属品製造業	○ 縫製機械製造業
特殊織機（リボン、ビロード、じゅうたんなど）	化学繊維機械部分品	工業用ミシン
製織用準備機械	紡績機械部分品	家庭用ミシン
製ちゅう（紐）機	製織機械部分品	毛糸手編機械（同附属品を含む）
ニット機械	染色・整理・仕上機械部分品	ミシン部分品及び附属品（テーブルを除く）
製網機械	スピンドル	縫製準備工程機械（縫製用裁断機、目打機、柄合機、延反機、解反機）
製綱機械	針布	縫製仕上工程機械（プレスマシン）
レース機械	シャットル	
刺しゅう機械	ドビー	
	ジャカード	
	おさ	

×	ジャカードカード（紋紙）製造業（115）	木管素地製造業（121）
	木管製造業（紡績用を除く）（129）	ミシンテーブル製造業（木製）（131）
	ノズル製造業（配管用）（243）	カレンダ製造業（プラスチック加工用）（265）
	金網製造機械製造業（269）	金属織物用機械製造業（269）
	繰綿機械製造業（269）	高周波ミシン製造業（296）
	編針製造業（322）	ミシン針製造業（322）

264 生活関連産業用機械製造業

主として飲食料品を製造加工する機械・器具及び装置を製造する事業所、木材加工機械、パルプ製造機械、製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装（充てんを含む）・荷造機械装置及び同部分品、附属品などを製造する事業所をいう。

また、瓶、缶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

(1) 冷凍機械を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。

- (2) かんな, おの, 小刀, 手引のこぎり及びのこ刃を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (3) プラスチック成形加工機械を製造する事業所は「265 基礎素材産業用機械製造業」に分類される。
- (4) 計量器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。

○ 食品機械・同装置製造業 精米機械・同装置 精麦機械・同装置 製粉機械・同装置 製めん（麺）機械・同装置 製パン機械・同装置 製菓機械・同装置 醸造用機械・同装置 水産加工機械・同装置 牛乳加工機械・同装置 飲料加工機械・同装置 肉類加工機械・同装置 製茶用機械・同装置 豆腐製造機械・同装置 調理食品加工機械・同装置 食料品加工機械・同部分品 ・附属品	自動かんな 繊維板機械 のこ盤 合板製造機械 ○ パルプ装置・製紙機械製造業 パルプ製造機械・同装置 製紙機械・同装置 ○ 印刷・製本・紙工機械製造業 印刷機械・同装置（事務用を除く） 製本機械・同装置 紙器製造機 封筒製造機 製版機械・同装置 ○ 包装・荷造機械製造業 充てん機械 こん包機械 袋詰め機	容器成形充てん機 缶詰機械 瓶詰機械 シール機 結さつ機 ラベル貼り機 小箱詰機 上包み機（折畳み式, ひねり形式, かぶせ形式, 真空吸着式, 収縮式, ストレッチ式を含む） 真空包装機 ガス封入包装機 ケーサー ケースのり付機 テープ貼り機 パレット包装機 バンド掛け機 ひも掛け機 ステープラ
		× 活字製造業（152）
		冷凍機械製造業（253）
		染色機械製造業（263）
		純水製造装置製造業（265）
		手引のこぎり・のこ刃製造業（242）
		木工用手道具製造業（242）
		目立機械製造業（269）
		事務用印刷機械製造業（271）
		はかり製造業（273）
		プラスチック成形加工機械製造業（265）

265 基礎素材産業用機械製造業

主として鋳造装置を製造する事業所、一般化学製品製造工場などで使用される機械及び装置を製造する事業所並びにプラスチック加工機械・同附属装置を製造する事業所をいう。
ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 酿造用機械・同装置を製造する事業所は「264 生活関連産業用機械製造業」に分類される。
- (2) 赤外線乾燥装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。
- (3) 高周波加熱装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。

○ 鋳造装置製造業 造型装置 注湯装置 製品処理装置 砂処理装置 ダイカストマシン・同附属装置 型込機 中子整型機	粉碎機・同装置 反応用機器・同装置 蒸煮機器・同装置 化学装置用タンク・同装置 焼成機器・同装置 乾燥機器・同装置(赤外線 乾燥装置、高周波加熱装置を除く) 造水機器・同装置 大気汚染防止機器・同装置	電解槽 蒸発機器
	水質汚濁防止機器・同装置 廃棄物処理機器・同装置 純水製造装置 廃液処理装置 クリーンルーム装置 遠心分離機 インテングミキサ ニーダ ブレンダ	○ プラスチック加工機械・ 同附属装置製造業 合成樹脂加工機械 圧縮成形機 射出成形機 押出成形機 中空成形機 カレンダ(プラスチック 加工用) 真空成形機 合成樹脂用溶接機・同応用 装置 タブレットマシン ペレット装置 グラニュレータ コーティング機 プラスチック成形加工機械
× コンクリートミキサ製造業 (262) 釀造用機械・同装置製造業 (264) 自動車用オイルフィルタ製造業 (311)		赤外線乾燥装置製造業 (292) 高周波加熱装置製造業 (296)

266 金属加工機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類、プレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う金属加工機械及びこれらの部分品、附属品を製造する事業所並びに動力付の手持工具、切削工具、工具保持器、治具などの機械工具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 手道具(動力付を除く)を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (2) 超硬チップを製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。
- (3) 電気溶接機を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

○ 金属工作機械製造業	鍛造機 ガス溶接機 巻線機(コイルワインディングマシン) 空気ハンマ ワイヤフォーミングマシン	超硬工具 切削工具 動力付手持工具(ドリル, びょう打ちハンマ, グラインダなど) タップ ダイス
N C 旋盤 マシニングセンタ 放電加工機械 金切のこ盤	○ 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(金型を除く) 金属圧延用ロール ダイピン類 ダイスプリング	ドレッサ リーマ 電動工具 電動ドリル 空気動工具 工具保持器(コレット, ソケットなど)
○ 金属加工機械製造業	○ 機械工具製造業(粉末や金業を除く) 特殊鋼工具 治具 ダイヤモンド工具	ビット(鉱山用を除く) プローチ バイト
圧延機械 線引機 製管機 プレス機械 せん断機		
×	電気溶接機製造業(292) 手道具製造業(242) 粉末や金業(磁性材部品の製造を除く)(245) ビット製造業(鉱山用)(262)	ダイカストマシン製造業(265) 工業用計量器製造業(273) 金型製造業(269) 超硬チップ製造業(245)

267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

主として半導体(半導体集積回路, 半導体素子)の製造に利用されるマスク・レチクル製造装置, ウエーハプロセス(電子回路形成)装置, 半導体チップ組立装置, 液晶パネル(LCD)の製造に利用されるガラス基板製造用装置, カラーフィルタ製造用装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

ただし, 次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 純水製造装置を製造する事業所は「265 基礎素材産業用機械製造業」に分類される。
- (2) 検査用装置(電気計測器)を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 設計用装置を製造する事業所は「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。

○ 半導体製造装置製造業	ウェーハ露光装置 ウェーハレジスト処理装置 マスク・レチクル製造装置 ウェーハ洗浄・乾燥装置	ウェーハエッチング装置 ウェーハイオン注入装置 ウェーハ薄膜形成装置(CVD, スパッタリング, エピタキシャル成長)
ウェーハ加工(スライシング, 研削, ラッピング)装置 ウェーハ熱処理(酸化, 抜散)装置		

ウェーハ真空蒸着装置	液晶パネル洗浄・乾燥装置	液晶パネルラビング装置
ウェーハダイシング装置	液晶パネルエッチング裝置	液晶パネル基板貼合せ装置
チップボンディング装置	液晶パネリイオン注入装置	液晶パネル用塗布装置
チップモールディング装置	液晶パネル薄膜形成装置 (CVD, スパッタリン グ, エピタキシャル成 長)	液晶パネルエージング装置
○ フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	液晶パネル真空蒸着装置	液晶パネル用剥離装置
液晶パネル熱処理（酸化, 拡散）装置	液晶パネルガラス加工装置	液晶パネルレーザーリベ ア装置
液晶パネル露光装置	液晶パネル陽極酸化装置	液晶パネル真空注入装置
液晶パネルレジスト処理 装置		液晶パネルトリミング装置
×	半導体設計用装置製造業 (303)	分析機器製造業 (273)
	温度・湿度調整装置製造業 (253)	純水製造装置製造業 (265)
	廃液処理装置製造業 (265)	ガス制御装置製造業（工業計器用）(297)
	ロボット製造業 (269)	制御機器製造業（工業計器用）(297)
	クリーンルーム装置製造業 (265)	検査・評価装置製造業（電気計測器用）(297)

269 その他の生産用機械・同部分品製造業

主として金属・非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型、部品及び附属品を製造する事業所、真空装置、真空機器、ロボットを製造する事業所並びに織綿機など他に分類されない特殊な生産用機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 半導体製造装置及びフラットパネルディスプレイ製造装置を製造する事業所は「267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」に分類される。
- (2) 自動立体倉庫装置を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。

○ 金属用金型・同部分品・ 附属品製造業	非金属製品用金型(プレス 用, プラスチック用, ゴム用, ガラス用, 窯 業用など)	スパッタリング装置 ドライエッティング装置 CVD装置 イオン注入装置 真空ポンプ 真空装置用部品 真空装置用附属機器
金属製品用金型(プレス 用, 鍛造用, 粉末や金 用, 鋳造用, ダイカス ト用など)	非金属用金型部分品・附 属品(ガイドピン, ダ イセットなど)	○ 真空装置・真空機器製造業 真空や金装置 真空化学装置 真空蒸着装置
金属用金型部分品・附 属品(ガイドピン, ダ イセットなど)		○ ロボット製造業 産業用ロボット マニピレータ 固定シーケンスロボット
○ 非金属用金型・同部分品・ 附属品製造業		

可変シーケンスロボット	○ 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	製瓶機械
プレイバックロボット	織綿機械	鉛筆製造機械
数値制御ロボット	帽子製造機械	産業用銃
サービス用ロボット	白熱電球製造装置	集材機械
福祉ロボット	皮革処理機械	金網製造機械
医療ロボット	ゴム製品製造機械	自動選瓶機械
アミューズメントロボット	たばこ製造機械	のり刈取機械
メンテナンスロボット	製靴機械	目立機械
災害対応ロボット	石工機械	金属織物用機械
<hr/>		
× 半導体製造装置製造業 (267)	分析機器製造業 (273)	
食品機械製造業 (264)	金属加工用プレス機械製造業 (266)	
自動立体倉庫装置製造業 (253)	縫製機械製造業 (263)	
製菓機械・同装置製造業 (264)	アンプル充てん機械製造業 (264)	
プラスチック加工機械製造業 (265)		

中分類 27－業務用機械器具製造業

総 説

この中分類には、業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。主な製品として事務用機械器具、サービス・娯楽用機械器具、計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、理化学機械、医療機械器具及び医療用品、光学機械器具及びレンズ、武器などがある。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電子測定装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 電気計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (3) 理化学用のガラス器具を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (4) 理化学用の陶磁器を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
- (5) 民生用電気機械器具を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に分類される。
- (6) 物の生産に供される機械器具を製造する事業所は「25 はん用機械器具製造業」又は「26 生産用機械器具製造業」に分類される。
- (7) 輸送用機械器具を製造する事業所は「31 輸送用機械器具製造業」に分類される。

270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27 業務用機械器具製造業）

主として業務用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は業務用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所 自家用倉庫
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	

271 事務用機械器具製造業

主として事務用機械器具を製造する事業所をいう。

○ 複写機製造業	○ その他の事務用機械器具 製造業	事務用印刷機械 電子式卓上計算機
----------	----------------------	---------------------

エアシュータ（気送管）	あて名印刷機	貨幣処理機械
事務用シュレッダ	金銭登録機	ファイリングシステム用
製図機械器具	マイクロ写真機械	器具
	タイムレコーダ	

× そろばん製造業 (326) 製図用器具（三角・T定規、コンパス、鳥口など）製造業 (326)

272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

主として営業用洗濯機、ドライクリーニング機などサービス用機械器具及び装置を製造する事業所、娯楽用機械を製造する事業所、物品、サービス、情報などを販売又は提供する機械及び同部分品、附属品などを製造する事業所並びに両替機、自動ドアなど他に分類されないサービス用又は娯楽用機械及び装置を製造する事業所をいう。

ただし、民生用電気機械器具を製造する事業所は「293 民家用電気機械器具製造業」に分類される。

○ サービス用機械器具製造業	○ 娯楽用機械製造業	○ その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
営業用洗濯機	アミューズメント機器	両替機
ドライクリーニング機	遊園施設機械	自動入場機
ドライクリーニング用	遊戯機械	自動改札機
プレス機	パチンコ機械	自動ドア
自動車整備・サービス機器	ボウリング装置	コインロッカー
（自動車電装試験機器、	テレビゲーム機（業務用）	淨水器
自動車整備リフト、自動		
車洗浄機、自動車ジャッ		
キ、自動車車輪機器、		
自動車車体機器、自動車		
車検機器、自動車給油		
機器など）		
	○ 自動販売機製造業	
	自動販売機・同部分品	

× 電気こんろ製造業 (293) 家庭用電気洗濯機製造業 (293)
 電気掃除機製造業 (293) オイルメータ製造業 (273)
 家庭用テレビゲーム機製造業 (32A) 現金自動預け払い機 (A T M) 製造業 (303)
 縫製仕上工程機械（プレス機）製造業 (263)

273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

主として体積計、はかり、圧力計、流量計、液面計、精密測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具などを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 無線応用航法装置を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。
- (2) 医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は「274 医療用機械器具・医療用品製造業」に分類される。
- (3) 電子応用測定装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (4) 電気計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。

○ 体積計製造業 ます メスフラスコ ピペット 血沈計 ガスマーティ 水量メータ オイルメータ（積算式ガソ リン量器を含む）	金属温度計 ○ 精密測定器製造業 のぎす ダイヤルゲージ マイクロメータ 面測定機器 自動精密測定器 工業用長さ計 長さ測定器 角度測定器 ねじ測定器 歯車測定器 投影機	動力試験機 環境試験機 ○ 測量機械器具製造業 測角測量機 水準測量機 写真測量機 磁気コンパス ジャイロ計器
○ はかり製造業 電気抵抗線式はかり 誘導式はかり 電磁式はかり 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり 手動指示はかり ばね式はかり 自動はかり 分銅	○ 分析機器製造業 電気化学分析装置 光分析装置 電磁分析装置 クロマト装置 蒸留・分離装置 熱分析装置 ガス分析機器装置	○ 理化学機械器具製造業 研究用化学機械器具 教育用理化学機械器具
○ 圧力計・流量計・液面計等 製造業 アネロイド形指示圧力計 航空用指示圧力計（高度 計、燃圧計など） 血圧計（電子血圧計を含 む） 差圧流量計 面積式流量計 容積式流量計 膨張式温度計 バイメタル式温度計	○ 試験機製造業 金属材料試験機 繊維材料試験機 ゴム試験機 プラスチック試験機 木材試験機 木炭材料試験機 動つり合試験機 制動試験機 振動試験機	○ その他の計量器・測定器・ 分析機器・試験機・測量 機械器具・理化学機械器 具製造業 長さ計（直尺、曲尺、巻尺、 畳尺、物差など） 体温計（電子体温計を含 む） 寒暖計 水銀温度計 回転計 速さ計 光度計 光束計 照度計 粘度計 騒音計 密度計 屈折度計 熱量計

× 理化学用ガラス器具製造業 (211)	顕微鏡製造業 (275)	望遠鏡製造業 (275)
放射線応用計測器製造業 (296)	電子顕微鏡製造業 (296)	工業計器製造業 (297)
電気計測器製造業 (297)	定規製造業 (目盛りのないもの) (326)	
無線応用航法装置製造業 (301)	気象観測装置製造業 (301)	

274 医療用機械器具・医療用品製造業

主として外科用、内科用、眼科用、歯科用など医療用機械器具を製造する事業所、医療用縫合糸、義肢、義足など医療用品（動物用医療機械器具を含む）及び歯科材料を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 医療用電子応用装置を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。
- (2) 医療用計測器を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。

○ 医療用機械器具製造業 医科用鋼製器具 医科用内視鏡 手術用機械器具 血液体外循環機器（人工腎臓装置、透析器、人工心肺装置） 人工呼吸器 麻酔器具 注射器具 医療用針 整形用機械器具 消毒滅菌器 手術台	光線治療器（レーザ応用治療装置を除く）	人工心臓弁 義肢・義足 検眼用品 医療用接着剤
	医療用刃物（メスなど）	家畜人工授精器具 動物専用標識器具 動物専用保定器具
	○ 歯科用機械器具製造業 歯科用治療台 歯科用ユニット 歯科用鋼製小物 歯科用バー 歯科技工所用器具 歯科用エンジン	○ 歯科材料製造業 歯科用合金 歯冠材料 義歎床材料
	○ 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む） 医療用縫合糸 人工血管	歯科用接着充てん材料 歯科用印象材料 歯科用ワックス 歯科用研削研磨材料
× 医療用電子応用装置製造業 (296) 診断用機械器具製造業 (297) 視覚機能検査機器製造業 (297) コンドーム製造業 (199) 医療用X線装置製造業 (296) レーザ応用治療装置製造業 (296) 紙製衛生材料製造業 (149) 体温計製造業 (273) 紙おむつ製造業 (149)	医療用石こう製造業 (219) 医療用計測器製造業 (297) 医療・衛生用ゴム製品製造業 (199) 医療用X線フィルム製造業 (169) 歯科用X線装置製造業 (296) 紙製生理用品製造業 (149) 繊維製衛生材料製造業 (119) 血压計製造業 (273) 補聴器製造業 (302)	歯科技工所 (83C) 眼鏡製造業 (32D)

275 光学機械器具・レンズ製造業

主として顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラス、写真機・映画用機械・同附属品の製造及び光学機械用レンズ・プリズムの製造加工を行う事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 眼鏡を製造する事業所は「32D 他に分類されないその他の製造業」に分類される。
- (2) 電子顕微鏡を製造する事業所は「296 電子応用装置製造業」に分類される。

○ 顕微鏡・望遠鏡等製造業 双眼鏡 拡大鏡 オペラグラス	写真複写機	映画現像機械
	引伸機	映写幕
	マガジン	
	現像タンク	
	三脚（写真機用）	○ 光学機械用レンズ・プリズム製造業
	露出計	写真機用レンズ
	映画撮影機	レンズ研磨業（光学機械用）
	映写機	プリズム研磨業
		光学レンズ
×	ビデオカメラ製造業（302）	眼鏡製造業（32D）
	眼鏡レンズ製造業（32D）	レンズ付フィルム（使い捨てカメラ）製造業（169）
	電子顕微鏡製造業（296）	映画用フィルム製造業（169）
	写真フィルム・乾板製造業（169）	印画紙用原紙製造業（142）
	写真用化学薬品製造業（169）	写真用ガラス製品製造業（211）
	デジタルカメラ製造業（302）	フラッシュランプ製造業（294）

276 武器製造業

主として銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）などを製造する事業所をいう。

○ 武器製造業 けん銃 小銃 機関銃 高射砲 迫撃砲 銃弾 迫撃砲弾弾体 機関砲弾弾体 ロケット弾弾体	高射砲弾用薬きょう	魚雷の操だ装置
	無反動砲弾用薬きょう	機雷のけい器
	銃弾用薬きょう	迫撃砲弾装てん組立業
	武器用信管	特殊装甲車両
	武器用信管の金属部品	自走砲（無限軌道のもの）
	武器時計信管の金属部品	ハーフトラック
	武器用信管・火管・雷管装てん組立業	銃剣
	爆雷弾体・外殻	火えん発射機
	魚雷の機関部	照準器
		射撃指揮装置

× 猶銃製造業 (32B)	猶銃実包用薬きょう製造業 (32B)
産業用銃製造業 (269)	猶銃実包製造業 (169)
産業用信管・火管・雷管製造業 (169)	特殊車両用エンジン製造業 (251)

中分類 28-電子部品・デバイス・電子回路製造業

総 説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 民家用電気機械器具を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に分類される。
- (2) 電子計算機・同附属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は「30 情報通信機械器具製造業」に分類される。

280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫 自家用修理工場	自家用倉庫

281 電子デバイス製造業

主として光源用以外の電子管、光電変換素子、半導体素子を製造する事業所、集積回路の製造及び組立てを行う事業所並びに液晶パネル、プラズマパネルなどを製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。
- (2) 複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所は「282 電子部品製造業」に分類される。

○ 電子管製造業	○ 光電変換素子製造業	○ 集積回路製造業
真空管（通信用のもの）	発光ダイオード（L E D）	半導体集積回路
X線管	フォトカプラ	薄膜集積回路
水銀整流管	インタラプタ	混成集積回路
光電管		超小形構造集積回路
バラスト管	○ 半導体素子製造業	大規模集積回路（L S I）
マイクロ波管	ダイオード	中央演算処理装置（C P U）
放電管	サーミスタ	
	トランジスタ	○ 液晶パネル・フラット
	サイリスタ	パネル製造業
		プラズマパネル
		液晶素子

× 液晶ディスプレイ製造業（事務機器用）（271）
水銀放電灯製造業（294）
液晶ディスプレイ製造業（パソコン用）（303）

282 電子部品製造業

主として抵抗器、コンデンサ、変成器、複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所、スピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド、小形モータ（入力電力3ワット未満のもの）を製造する事業所及びコネクタ、スイッチ、リレーを製造する事業所をいう。

ただし、電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は「302 映像・音響機械器具製造業」に分類される。

○ 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	○ 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	○ コネクタ・スイッチ・リレー製造業
抵抗器（電力用を除く）	スピーカ部品	コネクタ（配線器具を除く）
コンデンサ（電力用を除く）	マイクロホン部品	スイッチ（配線器具及び電力用開閉器を除く）
変成器（電力用を除く）	イヤホン部品	リレー（電力用繼電器及び遮断器を除く）
複合部品	ヘッドホン部品	電子機器用繼電器
電子機器用小型電源変圧器	磁気ヘッド	
電子機器用蓄電器	小形モータ（入力電力3ワット未満）	

× 電力用抵抗器製造業（291）
配線小形開閉器製造業（291）
電力用蓄電器製造業（292）
配線用接続器製造業（291）
電力用開閉器製造業（291）
ネオン変圧器製造業（291）
電力用繼電器製造業（291）
計器用変圧器製造業（291）
変圧器製造業（電子機器用を除く）（291）
スピーカシステム製造業（302）
モータ製造業（入力電力3ワット以上のもの）（291）
遮断器製造業（291）

283 記録メディア製造業

主として半導体メモリカード、メモリースティック、その他のメモリカードを製造する事業所及び記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。

ただし、情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は「32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。

○ 半導体メモリメディア 製造業	○ 光ディスク・磁気ディスク ・磁気テープ製造業	磁気ディスク（生のもの）
S Dメモリカード	光ディスク（生のもの）	MO
コンパクトフラッシュ	CD・R／RW（生のもの）	オーディオ用テープ
x Dピクチャーカード	D V D・R／RW／RAM	ビデオ用テープ
メモリースティック	（生のもの）	コンピュータ用テープ

× MOS型メモリ製造業（281）

情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（32C）

284 電子回路製造業

主として電子回路基板及び電子回路実装基板（電子回路基板と搭載部品から構成され、電気的相互接続を有するもの）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は「291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」～「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (2) 情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」～「303 電子計算機・同附属装置製造業」に分類される。
- (3) ユニット部品を製造する事業所は「285 ユニット部品製造業」に分類される。

○ 電子回路基板製造業 片面・両面・多層リジッド プリント配線板 ビルドアップ配線板 フレキシブルプリント 配線板 フレックスリジッド プリント配線板	セラミックスプリント 配線板 メタルコアプリント 配線板 リジッドモジュール基板 T A B・C O F 基板 セラミックスモジュール 基板	○ 電子回路実装基板製造業 挿入部品実装基板 チップ部品実装基板 I Cパッケージ実装基板 ワイヤボンディング実装 基板 T A B・C O F 実装基板 フリップチップ実装基板
--	---	--

× プラスチック製金属張基板製造業（配線前のもの）（183）

プラスチック製絶縁基板製造業（配線前のもの）（183）

ユニット部品製造業（285）

285 ユニット部品製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット、コントロールユニット、紙幣識別ユニットなどを製造する事業所をいう。

○ 電源ユニット・高周波 ユニット・コントロール ユニット製造業 スイッチング電源 放送（通信）受信チューナ ユニット 分配・分歧・混合・分波・ 整合器	ブースタユニット コンバータユニット エアコンユニット 選局ユニット タイマユニット モジュレータユニット 高周波ユニット（受信用 チューナ、受信用アン テナなど）	○ その他のユニット部品製 造業 電子部品組立製造業 紙幣識別ユニット 硬貨区分ユニット 液晶表示ユニット
---	--	--

× 電子回路実装基板製造業 (284)

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器（電力用を除く）、磁性材部分品（粉末や金によるもの）など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

○ その他の電子部品・デバイ ス・電子回路製造業 整流器（電力用を除く） ダイヤル	プラグ・ジャック（電力用 を除く） 磁性材部分品（粉末や金に よるもの） 雑音防止器	テレビ画面安定器 共振子・発振子 フィルタ（電子部品） ソケット（電球用を除く） センサ
× 電球用ソケット製造業 (291)	電力用プラグ・ジャック製造業 (291)	
計器用変成器製造業 (291)	電力用コンデンサ製造業 (292)	
電力用整流器製造業 (292)	振動子・発振子製造業（時計用） (323)	
永久磁石製造業 (299)		

中分類 29-電気機械器具製造業

総 説

この中分類には、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類される。

また、民生用電気機械器具を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は「234 電線・ケーブル製造業」に分類される。
- (2) モータ直結又は取付式機械を製造する事業所は「25 はん用機械器具製造業」又は「26 生産用機械器具製造業」に分類される。
- (3) 電子計算機、通信機械器具を製造する事業所は「30 情報通信機械器具製造業」に分類される。
- (4) 電子部品を製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

290 管理、補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用倉庫
---	--	-----------------

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所、送配電用及び機器用の変圧器類、電力開閉装置、遮断器、避雷装置、電力制御装置などを製造する事業所、配線器具及び配線ばこ並びに部品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

- (2) 無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は「282 電子部品製造業」に分類される。
- (3) 陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は「214 陶磁器・同関連製品製造業」に分類される。
- (4) ガラス絶縁材料を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (5) 電気照明器具を製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。

<input type="radio"/> 発電機・電動機・その他の 回転電気機械製造業 <input type="radio"/> 電動発電機 <input type="radio"/> 回転変流機 <input type="radio"/> ターボゼネレータ	<input type="radio"/> 電力開閉装置製造業 電力用開閉器 電力用継電器 断路器 遮断器 避雷器 <input type="radio"/> 配電盤・電力制御装置 製造業 制御装置（車両用を含む） 起動器 電力用抵抗器	<input type="radio"/> 配線器具・配線附属品製 造業 小形開閉器 点滅器 接続器 電球保持器 鉄道用配線器具 パネルボード 小形配線ばこ ヒューズ 電線管接続附属品 ベル用変圧器 プラスチック製差込プラグ スイッチ
<input checked="" type="checkbox"/> プラスチック製絶縁材料製造業 (189) 陶磁器製絶縁材料製造業 (214) 電子機器用抵抗器製造業 (282) がん具用変圧器製造業 (32A) 電子機器用変成器製造業（高周波・低周波用）(282) 電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）(292)	ガラス製絶縁材料製造業 (211) 電子機器用小形電源変圧器製造業 (282) 電子機器用継電器製造業 (282) 電気照明器具製造業 (294)	

292 産業用電気機械器具製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所、自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所並びに蓄電器（電子機器用を除く）、電気窯炉類、熱装置を含む他に分類されない商工業用電気装置及び他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

ただし、ガス溶接装置を製造する事業所は「266 金属加工機械製造業」に分類される。

<input type="radio"/> 電気溶接機製造業 電弧（アーク）溶接機 抵抗溶接機 電極保持具（溶接用）	<input type="radio"/> 内燃機関電装品製造業 スターターモータ（自動車 ・航空機用） 電装品（航空機用）	点火せん・点火装置（内燃機関用） 電動機・発電機（内燃機関用） 電気式始動機 セルモータ
---	---	---

自動車用電装品	○ その他の産業用電気機械	電磁石
ディストリビュータ	器具製造業（車両用、船舶用を含む）	車両用集電装置
点火用コイル	蓄電器（コンデンサ）	整流器（電力用）
充電機	（電子機器用を除く）	電気炉
磁石発電機	電熱装置（窯炉用）	赤外線乾燥装置
	はんだごて（電気式）	
×	ガス溶接機製造業（266）	溶接棒製造業（247）
	整流器製造業（電力用を除く）（289）	電子機器用蓄電器製造業（282）
	永久磁石製造業（299）	

293 民家用電気機械器具製造業

主としてちゅう房機器、空調・住宅関連機器、衣料衛生関連機器を製造する事業所及び電気暖房器、理美容機器など他に分類されない民用用電気機械器具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) ガスこんろ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯機器、ガスオーブンを製造する事業所は「243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に分類される。
- (2) 業務用エアコンディショナ、冷凍機を製造する事業所は「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類される。
- (3) 営業用洗濯機、ドライクリーニング機、ドライクリーニング用プレス機を製造する事業所は「272 サービス用・娯楽用機械器具製造業」に分類される。
- (4) 家庭用ミシンを製造する事業所は「263 繊維機械製造業」に分類される。

○ ちゅう房機器製造業	電気冷蔵庫	電気掃除機
電気こんろ	家庭用フリーザ	ハンドクリーナ
電子レンジ		
電磁調理器	○ 空調・住宅関連機器製造業	○ その他の民生用電気機械
クッキングヒーター（電気式のもの）	扇風機	器具製造業
電気がま（ジャー炊飯器を含む）	換気扇	電気ストーブ
トースタ	電気温水器	電気こたつ
ホットプレート	除湿機	電気毛布
ジューサミキサー	家庭用エアコンディショナ	電気カーペット
ジャーポット	空気清浄機	電気かみそり
食器乾燥機	○ 衣料衛生関連機器製造業	家庭用高周波治療器
食器洗い機	家庭用電気洗濯機	家庭用低周波治療器
	衣類乾燥機	ヘアドライヤ
	電気アイロン	家庭用生ごみ処理機
		温水洗浄便座

×	ガス機器製造業 (243)	ガス乾燥機製造業 (243)
	ガスレンジ製造業 (243)	業務用エアコンディショナ製造業 (253)
	冷凍機製造業 (253)	ミシン製造業 (263)
	営業用洗濯機製造業 (272)	

294 電球・電気照明器具製造業

主として白熱電球、蛍光灯などの電球及び類似の光源を製造する事業所並びに白熱電灯器具、放電灯器具などの電気照明器具及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 電球用ガラス及び照明用ガラス器具を製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) ガス灯、カーバイド灯、石油灯、ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は「249 その他の金属製品製造業」に分類される。

○ 電球製造業	○ 電気照明器具製造業	携帯電灯
映写機用ランプ	天井灯照明器具	放電灯器具
ネオンランプ	電気スタンド	プラスチック製携帯電灯器具
蛍光灯	集魚灯器具	照明器具用安定器(スリムライン)
白熱電球	坑内安全灯(蓄電池を除く)	自動車用ヘッドライト
自動車用電球	投光器	自動車用ウィンカ
フラッシュランプ	水銀灯器具	蛍光灯器具
赤外線ランプ	懐中電灯	白熱電灯器具
殺菌灯	乗物用照明器具	グローランプ
水銀放電灯	発電ランプ	
LED電球		

×	電灯かき製造業 (ガラス製のもの) (211)	電球バルブ製造業 (211)
	カーバイド灯製造業 (249)	石油灯製造業 (249)
	蓄電池製造業 (295)	発光ダイオード(LED) 製造業 (281)

295 電池製造業

主として蓄電池、一次電池(乾電池、湿電池)を製造する事業所をいう。

○ 蓄電池製造業	バッテリー	水銀電池
ニッケルカドミウム蓄電池		リチウム電池
電池	○ 一次電池(乾電池、湿電池) 製造業	アルカリ電池
リチウムイオン蓄電池		

×	太陽電池製造業 (299)
---	---------------

296 電子応用装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置、電子エネルギーを利用した医療用電子応用装置を製造する事業所並びに粒子加速装置、放射性物質応用装置、弹性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

ただし、X線管及びX線用整流管を製造する事業所は「281 電子デバイス製造業」に分類される。

○ X線装置製造業	超音波ドプラ診断装置 磁気共鳴画像診断装置 (MR I) 高周波治療器（家庭用を除く） 低周波治療器（家庭用を除く） エミッショントマトグラフ レーザ応用治療装置 レーザ手術用機器 結石破碎装置	○ その他の電子応用装置製造業
○ 医療用電子応用装置製造業		
医療用粒子加速装置 医療用放射性物質応用装置 超音波画像診断装置（循環器用、腹部用を含む）		水中聴音装置 魚群探知機 磁気探知機 高周波ミシン 電子顕微鏡 電子応用測定装置 サイクロトロン 放射線応用計測器 レーザ装置 高周波加熱装置 産業用電子応用装置 高周波ウェルダー
×	X線管製造業 (281) X線フィルム製造業 (169) 高周波治療器製造業（家庭用）(293) 低周波治療器製造業（家庭用）(293)	電子計算機製造業 (303) 医療用計測器製造業 (297)

297 電気計測器製造業

主として電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの電気計測器を製造する事業所、温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所及び電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

○ 電気計測器製造業	周波数計 検電計 音量計 電気動力計 電気測定器	検査・評価装置 定数測定器 周波数測定器 電波測定器 空中線測定器
電流計 電圧計 積算電力計 位相計		

回路素子測定器	流体自動調節装置	生体现象監視用機器(集中患者監視装置,新生児モニタ,多現象モニタ,分娩監視装置)	
特性測定器	流体組成自動調節装置	生体検査用機器(呼吸機能検査機器,視覚機能検査機器)	
伝送量測定器	液面調節装置	医療用検体検査機器(臨床化学検査機器,血液検査機器)	
真空管特性測定器	自動燃焼調節装置	診断用機械器具	
誘電体測定器	ガス制御装置	心電計	
磁性体測定器	計測制御機器		
総合試験装置			
搬送機器用試験装置	○ 医療用計測器製造業		
有線機器用試験装置	生体物理現象検査用機器 (体温・血圧等検査用モニタ,生体磁気計測装置)		
無線機器用試験装置	生体電気現象検査用機器 (心電・脳波・筋電等検査用モニタ)		
○ 工業計器製造業			
温度自動調節装置			
圧力自動調節装置			
×	× 圧力計製造業 (273) 血圧計製造業 (273) 計器用変成器製造業 (291)	ガスマータ製造業 (273) 体温計製造業 (273)	流量計製造業 (273) 液面計製造業 (273)

299 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

○ その他の電気機械器具製造業	導入線 接点 ジュメット線	太陽電池 永久磁石
電球口金		

中分類 30－情報通信機械器具製造業

総 説

この中分類には、通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。

民生用電気機械器具を製造する事業所は「29 電気機械器具製造業」に、電子部品及びデバイスを製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。

300 管理、補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）

主として情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は情報通信機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として有線・無線通信機械器具、各種無線応用機器、携帯電話機・P H S 電話機、ラジオ・テレビジョン受信機、交通信号保安装置を製造する事業所及び音響信号装置、警報装置など他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 通信機械器具の部分品を製造する事業所は「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に分類される。
- (2) 真空管、半導体素子を製造する事業所は「281 電子デバイス製造業」に分類される。
- (3) 電気音響装置を製造する事業所は「302 映像・音響機械器具製造業」に分類される。

○ 有線通信機械器具製造業 電話機 交換装置 ファクシミリ	テレックス インターфон 有線テレビジョン放送装置 有線ラジオ放送装置	○ 携帯電話機・P H S 電話機 製造業
--	---	--------------------------

○ 無線通信機械器具製造業	G P S 装置 カーナビゲーション	○ その他の通信機械器具・同 関連機械器具製造業
ラジオ送信装置		火災警報装置
無線送信機		盗難警報装置
無線受信機	○ ラジオ受信機・テレビ ジョン受信機製造業	発光信号装置
ロラン装置		通報信号装置
レーダ		モータサイレン
着陸誘導装置	○ 交通信号保安装置製造業	ガス警報装置
距離方位測定装置	電気信号装置	
気象観測装置	鉄道信号機	
テレビジョン放送装置	自動転てつ器	
遠隔制御装置	分岐器	
無線応用航法装置	踏切警報機	
放送用テレビカメラ		
×	通信機械器具部分品製造業 (28)	真空管製造業 (281)
	半導体素子製造業 (281)	光電変換素子製造業 (281)
	電子回路基板製造業 (284)	録音装置製造業 (302)
	拡声装置製造業 (302)	ラジオ付カセットレコーダ製造業 (302)

302 映像・音響機械器具製造業

主として磁気録画装置（デジタルカメラを含む）、画像再生装置を製造する事業所、録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 生の磁気テープ、磁気ディスクを製造する事業所は「283 記録メディア製造業」に分類される。
- (2) 録音済みの記録物を製造する事業所は「32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」に分類される。

○ ビデオ機器製造業	○ デジタルカメラ製造業	スピーカーシステム
磁気録画装置（V. T. R）		マイクロホン
画像再生装置（E. V. R）	○ 電気音響機械器具製造業	ヘッドホン
D V D プレーヤ	録音装置	補聴器
ビデオカメラ	I C レコーダ	オーディオディスクプ
防犯カメラ	ステレオ	レーヤ
	拡声装置	カーステレオ
×	写真機製造業 (275)	光学機械用レンズ・プリズム製造業 (275)
電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)		ビデオ用テープ製造業 (283)
磁気テープ・光ディスク等製造業 (283)		情報記録物製造業 (32C)
テレビジョン受信機製造業（V. T. R 等と一体のものを含む）(301)		

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 放送用テレビカメラ製造業 (301)
<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話機製造業 (301)
<input checked="" type="checkbox"/> ビデオディスクレコード製造業 (32C) | テレビジョン放送装置製造業 (301)
ビデオテープレコード製造業 (32C) |
|--|--|

303 電子計算機・同附属装置製造業

主として電子計算機（プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る）、パーソナルコンピュータを製造する事業所、外部記憶装置、印刷装置、表示装置及びその他の附属装置を製造する事業所をいう。

<input type="radio"/> 電子計算機製造業 電子会計機 半導体設計用装置	<input type="radio"/> 印刷装置製造業 ラインプリンタ ページプリンタ プロッタ（作図装置） トナーカートリッジ（プリンタ用）	<input type="radio"/> その他の附属装置製造業 スキャナー 現金自動預け払い機（A T M） P O S 端末装置 光学式マーク読取り装置（OMR）
<input type="radio"/> パーソナルコンピュータ 製造業	<input type="radio"/> 表示装置製造業 C R T ディスプレイ 液晶ディスプレイ（パーソナルコンピュータ用）	
<input type="radio"/> 外部記憶装置製造業 磁気ディスク装置 光ディスク装置 ディスクアレイ装置 内蔵型HDD D V D マルチメディア ドライブ		
<input checked="" type="checkbox"/> 電子式卓上計算機製造業 (271) 液晶パネル製造業 (281) トナーカートリッジ製造業（複写機用）(271)		液晶ディスプレイ製造業（事務器機用）(271) プラズマパネル製造業 (281)

中分類 31－輸送用機械器具製造業

総 説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又は輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

<input type="radio"/> 主として管理事務を行う 本社等	<input type="radio"/> その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	

311 自動車・同附属品製造業

主として各種自動車（二輪自動車を含む）の完成品、自動車シャシーの製造及び組立てを行う事業所、自動車車体の製造、車体のシャシー組付け、トレーラの製造を行う事業所並びにエンジン、ブレーキ、ラジエータなど自動車部分品・附属品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 構内運搬車両を製造する事業所は「315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」に分類される。
- (2) トラクタを製造する事業所は「261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）」又は「262 建設機械・鉱山機械製造業」に分類される。
- (3) 乗用車、トラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体部分品・附属品及び自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は「245 金属素形材製品製造業」に分類される。
- (4) 自動車用金物を製造する事業所は「242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」に分類される。
- (5) ヘッドライトを製造する事業所は「294 電球・電気照明器具製造業」に分類される。
- (6) 点火装置を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

- (7) 蓄電池を製造する事業所は「295 電池製造業」に分類される。
- (8) 自動車用タイヤ・チューブを製造する事業所は「191 タイヤ・チューブ製造業」に分類される。
- (9) 自動車用ガラスを製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。

○ 自動車製造業(二輪自動車を含む) バス完成車 モータスクーター 電気自動車 ダンプトラック 自動車シャシー 消防自動車 自動車製造組立業 ガソリンタンク車 コンクリートミキサー車 原動機付自転車 オートバイ	○ 自動車車体・附隨車製造業 自動車用ボデー トレーラ 消防自動車(主として自動車シャシーに架装を行うもの) 自動車架装業	自動車用変速機 自動車用デファレンシヤ ルギヤ 自動車用トランスミッション 自動車用車輪 自動車用オイルフィルタ 自動車用オイルストレーナ 二輪自動車部分品 自動車バルブ カーエアコン ワイパー クラクション カーライター 自動車用ステアリング 原動機付自転車内燃機関
×	× タイヤ・チューブ製造業 (191) 自動車用金物製造業 (242) 自動車用バッテリー製造業 (295) 自動車用プレス加工金属製品製造業 (245) 自動車用点火装置製造業 (292) 自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業 (245) 自動車用ウィンカ製造業 (294) カーナビゲーション製造業 (301) 蓄電池製造業 (295) 農業用トラクタ製造業 (261) 消防自動車ぎ装業 (259)	自動車用ガラス製造業 (211) アップバータンク製造業 (244) 自動車用スタンプ加工品製造業 (245) 自動車用代燃装置製造業 (259) 自動車用内燃機関電装品製造業 (292) ヘッドライト製造業 (294) 自動車用エアバッグ製造業 (32D) 自動車再生業 (891) フォークリフトトラック製造業 (315) 建設用トラクタ製造業 (262)

312 鉄道車両・同部分品製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客貨車などの製造、修理又は改造を行う事業所及びブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸閉装置など鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

ただし、鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは「42 鉄道業」に分類される。

○ 鉄道車両製造業	電車	○ 鉄道車両用部分品製造業
機関車	気動車	ブレーキ装置
ディーゼルカー	貨車	ジャンパ連結器
客車	特殊車両	戸閉装置
× 動力付運搬車製造業 (315)		フォークリフトトラック製造業 (315)

313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業

主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所、鋼船の船体ブロックを製造する事業所、舟艇を製造又は修理する事業所及び舶用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。

ただし、船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などをを行う事業所は本分類に含まれない。

○ 船舶製造・修理業	○ 舟艇製造・修理業	○ 舶用機関製造業
鋼船製造・修理業	ヨット製造・修理業	舶用内燃機関
木造船製造・修理業	ボート製造・修理業	舶用蒸気タービン
木製漁船製造・修理業	強化プラスチック製舟艇	
船大工業	製造業	
○ 船体ブロック製造業		
× 船台大工業 (071)	船体塗装業 (077)	船内配線業 (081)
甲板機械製造業（揚錨機、ウインチなど）(253)		舶用機関修理業 (901)
船舶部分品製造業（部分品の種類によりそれぞれに分類される）		

314 航空機・同附属品製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所、航空機用原動機及びその部分品を製造する事業所並びにプロペラ、胴体、主翼など他に分類されない航空機部分品・補助装置を製造する事業所をいう。

航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 航空計器を製造する事業所は「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類される。
- (2) 航空機用電装品を製造する事業所は「292 産業用電気機械器具製造業」に分類される。

○ 航空機製造業	航空機ジェットエンジン 空気取入口 始動機（電気式を除く） ターボスーパーチャージャ 滑油系統機器（航空機用） ガバナー	パラシュート 航空機用バルブ フロート 着陸用そり 防水装置 爆弾架 リンクトレーナ
○ 航空機組立業		
○ 航空機用原動機製造業	○ その他の航空機部分品・ 補助装置製造業 主翼 プロペラ 胴体 尾部（組立部品を含む） 降着装置（着陸・揚陸装置 を含む）	フランプ 方向だ（舵） 昇降だ（舵） 安定板 空気制動板
航空機ピストンエンジン 航空原動機用ポンプ 航空機用内燃機関 潤滑装置 冷却装置 排気装置		

- × 航空計器製造業（圧力計、流量計、液面計、速さ計など）(273)
 電気式始動機製造業 (292) 宣伝用気球（アドバルーン）製造業 (32D)
 航空機用電装品製造業 (292) 気象観測用バルン製造業 (319)
 航空機整備業 (901)

315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック、動力付運搬車、構内トレーラなど構内を走行する運搬車両及びこれらの部分品、附属品を製造する事業所をいう。

○ フォークリフトトラック・ 同部分品・附属品製造業	○ その他の産業用運搬車両・ 同部分品・附属品製造業 動力付運搬車 構内トレーラ 構内運搬車	ショベルトラック（建設用 を除く） 蓄電池式運搬車（バッテ リーカー）
×	建設用ショベルトラック製造業 (262) ハンドトラック製造業 (319)	荷車製造業 (319)

319 その他の輸送用機械器具製造業

主として自転車、馬車、人力車など輸送車両及びその部分品を製造する事業所をいう。
 購入部品から自転車を組立てる事業所、ロケット、気象観測用バルンのような飛しよう（翔）
 体・同部分品・附属品及び補助装置などを製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 玉軸受を製造する事業所は「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」に分類される。
- (2) 児童乗物を製造する事業所は「32A がん具製造業」に分類される。
- (3) 搭載用誘導装置、制御装置及び計測器類を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」に分類される。
- (4) 地上誘導装置及び制御装置を製造する事業所は「301 通信機械器具・同関連機械器具製造業」に分類される。

○ 自転車・同部分品製造業	○ 他に分類されない輸送用機械器具製造業	人工衛星
自転車製造組立業	荷牛馬車	宇宙船
電動アシスト自転車	そり	気象観測用バルーン
車いす製造組立業	畜力車部分品	ハンドトラック
自転車部分品(玉軸受を除く)	人力車・部分品	
自転車フレーム	リヤカー	
空気入ポンプ	ロケット (武器用を除く)	
自転車用バルブ	ブースター	
サドル		
<hr/>		
× 自転車サドル革製造業 (202)	玉軸受 (ボールベアリング) 製造業 (259)	
ロケット弾弾体製造業 (276)	遠隔制御装置製造業 (301)	
原動機付自転車製造業 (311)	児童乗物製造業 (32A)	
宣伝用気球 (アドバルン) 製造業 (32D)	競技用そり製造業 (32B)	

中分類 32—その他の製造業

総 説

この中分類には、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品を製造する事業所が分類される。

主な製品は、貴金属製品、ボタン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、漆器、レコード、眼鏡などである。

320 管理、補助的経済活動を行う事業所（32 その他の製造業）

主としてその他の製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所又はその他の製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所	自家用補修所
管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	自家用車庫	自家用倉庫
	自家用修理工場	

321 貴金属・宝石製品製造業

主として貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラルド等の天然宝石、真珠等）を用いた装身具などを製造する事業所、貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品の完成品をつくるための部品（座金、針金、管など）を製造加工する事業所並びに貴金属製洋食器、仏具などその他の貴金属製品を製造する事業所をいう。

宝石の切断、研磨取り付け、真珠のせん孔など宝石に細工を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、貴金属及び宝石以外の材料からつくられた装身具、身辺細貨品を製造する事業所は「322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）」に分類される。

○ 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業 (イヤリング, 指輪, ネックレス, ブレスレット, カフスボタン, バッジなど) 宝石身辺細貨品 こはく装身具 天然・養殖真珠身辺細貨品	○ 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業 宝石附属品加工業 宝石細工部品製造業（座金, 針金, 管など） 宝石切断・研磨業 真珠穴あけ業	○ その他の貴金属製品製造業 貴金属製宝石箱 貴金属製シガレットケース 貴金属製賞杯 貴金属製洋食器（ナイフ, フォーク, スプーンなど） 貴金属製仏具 貴金属製宗教用具 貴金属製置物
--	---	---

- × 装身具製造業（貴金属・宝石製を除く）(322)
 装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）(322)
 身辺細貨品製造業（貴金属・宝石製を除く）(322)

322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）

主として装身具・装飾品（貴金属・宝石製を除く），造花・装飾用羽毛，ボタン（貴金属・宝石製を除く），針・ピン・ホック・スナップ・同関連品，かつらなどを製造する事業所をいう。

すず・アンチモン製細工品を製造する事業所及び羽毛の調整，染色などを行う事業所も本分類に含まれる。

○ 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く） プラスチック製装身具 宝石箱（貴金属・宝石製を除く） 小物箱（貴金属・宝石製を除く） くし（貴金属・宝石製を除く） 人造宝石装身具 身辺細貨品（貴金属製を除く） 時計バンド（貴金属・なめし革製を除く） すず・アンチモン製細工品	羽毛成品 葉飾	安全ピン ヘアピン 画びよう
○ ボタン製造業 (貴金属・宝石製を除く) プラスチック製ボタン 貝ボタン	クリップ はとめ スナップボタン（糸付け スナップを含む）	
○ 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業 ミシン針 刺しゅう針 編針 編棒	かしめ ファスナー こはぜ	
レコード針 宝石針（レコード用）	○ その他の装身具・装飾品 製造業 かつら かもじ 人形髪 ヘアピース	

× 羽根布団製造業 (119)	メリヤス針製造業 (263)
医療用針製造業 (274)	装身具製造業 (貴金属・宝石製のもの) (321)
羽根扇子製造業 (328)	毛はたき製造業 (328)
喫煙用具製造業 (貴金属・宝石製を除く) (328)	

323 時計・同部分品製造業

主として電気時計を含む時計、時刻指示装置及び時計部分品並びに材料のいかんを問わず、時計側を製造する事業所をいう。

購入した機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 時計ガラスを製造する事業所は「211 ガラス・同製品製造業」に分類される。
- (2) プラスチック製時計ガラスを製造する事業所は「189 その他のプラスチック製品製造業」に分類される。

○ 時計・同部分品製造業	掛時計 目覚時計 置時計 電波時計	時計部分品 (文字板, ぜんまい, 齒車, ねじなど) 時計側 (材料のいかんを問わない)
× 時計ガラス製造業 (211)	時計バンド製造業 (貴金属製) (321)	

時計バンド製造業 (なめし革製) (209)

時計バンド製造業 (貴金属・なめし革製を除く) (322)

324 楽器製造業

主としてピアノ、ギター、電子ピアノなど楽器及び楽器部品並びに同材料を製造する事業所をいう。

○ ピアノ製造業	尺八 管楽器 打楽器 弦楽器 ハーモニカ オルゴール オルガン 電子ピアノ エレクトーン	ギターマイク 駒 弦 木管リード
○ その他の楽器・楽器部品・同材料製造業		

ギター
電気ギター
和楽器
三味線
琴

32A がん具製造業

主として室内娯楽用具、がん具、児童用乗物及び人形（部品、衣服、人形に附属する諸道具を含む）を製造する事業所をいう。

○ 娯楽用具・がん具製造業	羽子板 押絵羽子板 パーティ用品 モデルシップ がん具用変圧器 塗り絵 プラモデル 木製がん具絵付業 乳母車 子供用自転車（径 12 インチ未満） 児童用三輪車 児童用四輪車	○ 人形製造業 (材料のいわんを問わない) こけし人形 博多人形 節句人形 ひな人形 西洋人形 人形マスク 人形附属品（人形髪を除く） ひな祭用三方 人形衣しょう縫製業
家庭用テレビゲーム機 携帯用電子ゲーム機 ラジオコントロールカー 囲碁用品 将棋用品 マージャン（麻雀）パイ かるた トランプ ゲーム盤 教材がん具 風船 折紙 積木		

× こけし木地製造業（129）

人形髪製造業（322）

テレビゲーム用ソフト製造業（32C）

人体模型製造業（32D）

業務用テレビゲーム機製造業（272）

自転車（径 12 インチ以上）製造業（319）

スケート（アイス、ローラ）製造業（32B）

マネキン人形製造業（32D）

32B 運動用具製造業

主として運動用具を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 運動用衣服類を製造する事業所は「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」に分類される。
- (2) 繊維製の運動用靴を製造する事業所は「118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」に分類される。
- (3) ゴム製、プラスチック製の運動用靴を製造する事業所は「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類される。
- (4) 革製の運動用靴を製造する事業所は「204 革製履物製造業」に分類される。

○ 運動用具製造業	ゴルフクラブ なめし革製運動用具 玉突台・玉突用品	体育設備（平均台、マット、飛箱、平行棒など） 釣ざお（竿） 釣針
スポーツ用具（衣類、靴を除く） 運動用具（衣類、靴を除く）		

びく	スノーボード用具	バット
釣り用リール	ウインドサーフィン用具	テニスボール
空気銃	アイススケート用具	ラケット
獵銃	ゲートボール用具	トラックフィールド用具
獵銃実包用薬きょう	ローラースケート用具	(円盤, ハードル, バ
ゴムボール	野球ボール	トンなど)
スキーアクセサリー		
× 織物製スポーツ用衣服製造業 (116)	ニット製スポーツ用衣服製造業 (116)	
プラスチック製運動靴製造業 (192)	ゴム底布製運動靴製造業 (192)	
革製運動靴製造業 (204)	スポーツ用革手袋製造業 (205)	
寝袋製造業 (119)		

326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業

主として万年筆, シャープペンシル, ボールペン, マーキングペン, 鉛筆など及びこれらの部品を製造する事業所, 毛筆, 画板・パレット・絵具などの絵画用品を製造する事業所並びに製図用器具, そろばんなど他に分類されない事務用品を製造する事業所をいう。

○ 万年筆・ペン類・鉛筆製造業	パレット (絵画用のもの) スケッチボックス カンバス (絵画用のもの) 水彩絵具 毛筆 画筆 画布 画絹 アーチストワックス 画架 画板 クレヨン パステル 絵画用縮図器 ろう 描画用インキ 焼画用品	○ その他の事務用品製造業 手押スタンプ 焼印 形板 そろばん 鉛筆箱 (筆入れ) ステープラー (ホッチキス) 穴あけ器 鉛筆削器 墨 墨汁 朱肉 事務用のり 計算尺 製図用器具(三角・T定規, コンパス, 烏口など) 印章 ゴム印 (事務用スタンプ)
○ 毛筆・絵画用品製造業		
× 鉛筆軸板製造業 (121)	筆記用インキ製造業 (169)	
パレット製造業 (物流運搬用) (32D)	物差製造業 (273)	

327 漆器製造業

主として生地の材料のいかんを問わず、漆器を製造する事業所をいう。

○ 漆器製造業	金属漆器	漆塗り鏡縁・額縁
漆塗り家具	漆工芸品	漆塗り重箱
漆器(ぜん、わん、はしなど)	漆器研ぎ出し業	漆塗り箱
漆塗り小物箱	漆塗り宗教用具	漆塗り建具
	漆塗装業	

× はし（箸）製造業（漆塗りを除く）（木・竹製のもの）（129）

家具製造業（漆塗りを除く）（131）

328 畳等生活雑貨製品製造業

主として麦わら、パナマ類などの帽子、わら工品、畳、うちわ、扇子、ちょうちん、ほうき、ブラシ、喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）、傘、マッチ、魔法瓶など生活雑貨製品を製造する事業所をいう。

○ 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	合成繊維製畳表 い草畳表	歯ブラシ 化粧用ブラシ 工業用ブラシ
絹木帽子 紙糸帽子 さなだ帽子 わら縄 わら製かます わら製俵 わら草履	○ うちわ・扇子・ちょうちん 製造業 (材料のいかんを問わない) 扇子骨 羽根扇子 うちわ骨	○ 喫煙用具製造業（貴金属・ 宝石製を除く） ライター たばこ用ケース たばこフィルター（カート リッジ式のもの） 喫煙パイプ きせる
○ 畳製造業	○ ほうき・ブラシ製造業 (材料のいかんを問わない) 竹ぼうき 草ぼうき くまで さらさら モップ はけ はたき たわし 毛はたき	○ その他の生活雑貨製品 製造業 洋傘・同部分品 洋傘骨 洋傘手元 蛇の目傘 日傘 和傘 和傘骨
畳床（プラスチック発泡製品とわら製品との合成品を含む） 畳表 プラスチック製畳表 むしろ 花むしろ ござ 薄ベリ 青むしろ 七島むしろ		

マッチ	マッチ軸	保温ジャー（電子式を除く）
マッチ箱	魔法瓶	
×		
× ハンドバッグ製造業（207）		硬質プラスチック発泡製品製造業（184）
袋物たばこ入れ製造業（207）		発泡・強化プラスチック製品加工業（184）
貴金属製たばこケース製造業（321）		魔法瓶用ガラス製中瓶製造業（211）
金属プレス製灰皿製造業（245）		電子式保温ジャー製造業（293）
ガラス製灰皿製造業（211）		

32C 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）

主として情報を記録した物を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 新聞を発行する事業所は「413 新聞業」に分類される。
- (2) 書籍を発行する事業所は「414 出版業」に分類される。
- (3) 印刷物を印刷する事業所は「151 印刷業」に分類される。
- (4) 生の記録媒体物（磁気テープ、磁気ディスクなど）を製造する事業所は「283 記録メディア製造業」に分類される。
- (5) 情報処理サービスを行う事業所は「39A 情報処理サービス業」に分類される。
- (6) 情報提供サービスを行う事業所は「39B 情報提供サービス業」に分類される。

○ 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）	光ディスク（記録済みのもの） 光磁気ディスク（記録済みのもの） コンパクトディスク（CD） (記録済みのもの)	磁気カード（入力まで行っている事業所） 電子応用がん具用カセット ゲーム用ソフトウェア (大量に製造するもの)
×		
× 印刷業（151）	新聞業（413）	出版業（414）

32D 他に分類されないその他の製造業

主として煙火、看板、標識機、ネオンサインを製造する事業所、荷役・運搬用パレット、モデル、模型、工業用模型を製造する事業所、眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所並びにつえ、線香など他のいづれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。

ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

- (1) 靴型を製造する事業所は「129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」に分類される。
- (2) 個人の注文により眼鏡を調製する事業所は「608 写真機・時計・眼鏡小売業」に分類される。

○ 煙火製造業 花火 信号炎管・火せん 信号弾 えい（曳）光弾 せん（閃）光弾	○ 工業用模型製造業 (材料のいかんを問わない) 鋳造模型 金型加工用倣いモデル デザインモデル 試作品モデル 木型	獸毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛を除く） パールエッセンス 人体保護具（ヘルメット、顔面保護具など） 鳥獣魚類はく（剥）製たどん 真珠核 リノリウム・同製品 靴ふきマット 線香 葬具 繊維壁材 建築用吹付材
○ 看板・標識機製造業 広告装置 展示装置 ネオンサイン 看板（看板書き業を除く） 宣伝用気球（アドバルーン）	○ 眼鏡製造業（枠を含む） 眼鏡レンズ（個人の注文によるものを除く） 眼鏡枠 サングラス	リノリウム・同製品 靴ふきマット 線香 葬具 繊維壁材 建築用吹付材
○ パレット製造業 (材料のいかんを問わない) 荷役・運搬用パレット	○ 他に分類されないその他 の製造業 押絵 靴中敷物（革製を除く） つえ（杖） 懐炉、懐炉灰 使い捨てカイロ 救命具 救命用ゴムボート 自動車用エアバッグ 自動車用シートベルト	ルームユニット ユニットバス システムバス 種子袋 におい袋 オガライト オガタン はえ取紙
○ モデル・模型製造業 (材料のいかんを問わない) 人台 マネキン人形 人体模型 食品模型 地球儀		

× 蚊取り線香製造業（165）	微粉炭製造業（179）
パレット製造業（絵画用）（326）	教材用模型がん具製造業（32A）
プラモデル製造業（32A）	モデルシップ製造業（32A）
ネオンサイン工事業（081）	道路標識設置工事業（089）
ほうろう製看板・標識製造業（219）	毛皮製造業（208）
獸毛整理業（羊毛、羊毛類似の毛）（115）	靴型製造業（129）
靴ひも製造業（革製のもの）（203）	靴中敷物製造業（革製）（203）
靴ひも製造業（繊維製のもの）（115）	墨製造業（326）
朱肉製造業（326）	宝石箱製造業（貴金属製を除く）（322）
小物箱製造業（貴金属製を除く）（322）	事務用のり製造業（326）
人工芝製造業（合成樹脂製のもの）（189）	模様形製造業（115）
看板書き業（単純な加工を施すものを含む）（929）	
ペンキ屋（看板書きを主とするもの）（929）	
塗装業（製造業の一工程として行うものは「E 製造業」のそれぞれに分類）	
眼鏡店（個人の注文により調製するもの）（608）	